

原産地規則説明会資料
平成29年6月



経済連携協定(EPA)に係る 原産地規則の概要

- 輸入食品を中心に -

東京税関業務部総括原産地調査官

本日の説明事項

1. 経済連携協定の現状
2. 原産品に関する原則的規定
3. 食品にみられる規則
4. 原産地規則の手続的規定
5. 原産地認定のケーススタディ

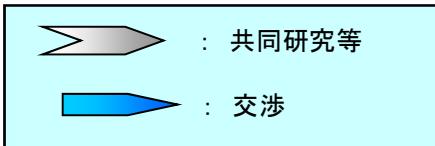
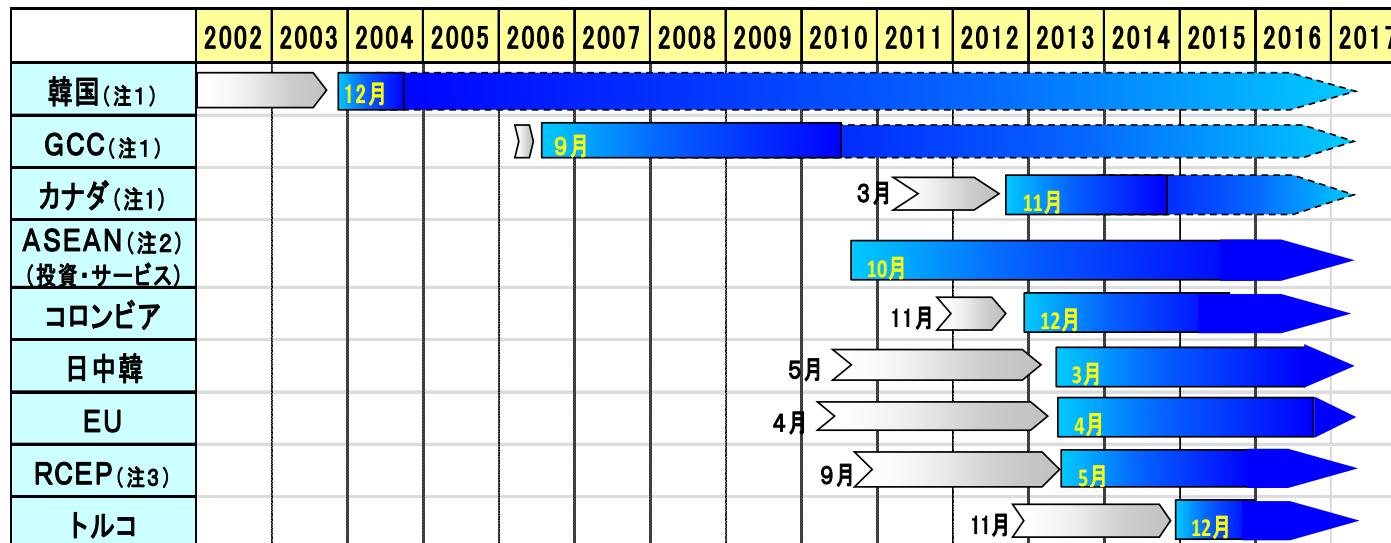
1. 経済連携協定の現状
 - (1) 進捗状況
 - (2) 各関税率の例
 - (3) 関税上の特恵待遇

1. 経済連携協定の現状 (1) 進捗状況

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2017.1時点)

日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで15のEPAを発効

各国とのEPAの進捗状況



(注1)日韓EPA、GCC (*), 日カナダ経済連携協定:交渉延期中又は中断中

(*)GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計 6か国)

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計 16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ) : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2016年 6月発効
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注4)	2016年 2月署名(未発効)

これらEPA発効国・地域
との貿易については、
EPA税率の適用が可能

1. 経済連携協定の現状 (2)各関税率の例

ナット調製品の関税率の例

税番	品名	MFN税率 Most-Favored-Nation Treatment =最恵国待遇※	GSP税率 Generalized System of Preferences=一般特恵制度	EPA税率 Economic Partnership Agreement = 経済連携協定		
2008.19-191	ナット調製品 <small>(品名は簡略的な記載であり、実行関税率表とは異なる。)</small>	11%	5.5% (LDC FREE) <small>Least Developed Countries =後発開発途上国</small>	FREE (タイ)	1% (ASEAN)	1% (ベトナム)

※最恵国待遇=WTO協定加盟国は他の全加盟国の同種の产品について同じ関税率を適用

関税上の特恵待遇

貨物の輸入に際し、一般的の関税率よりも低い関税率が適用されること

(例) 日タイEPA第18条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引き下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

→日本が約束した関税の撤廃又は引き下げは、タイ原産品について適用される。

日タイEPAに基づいて適用される税率も「特恵税率」という。

関税上の特恵待遇

貨物の輸入に際し、一般の関税率よりも低い関税率が適用されること

- **一般特恵(GSP)に基づく税率**

開発途上国の**原産品**に対して、一般の関税率よりも低い一般特恵税率を適用。

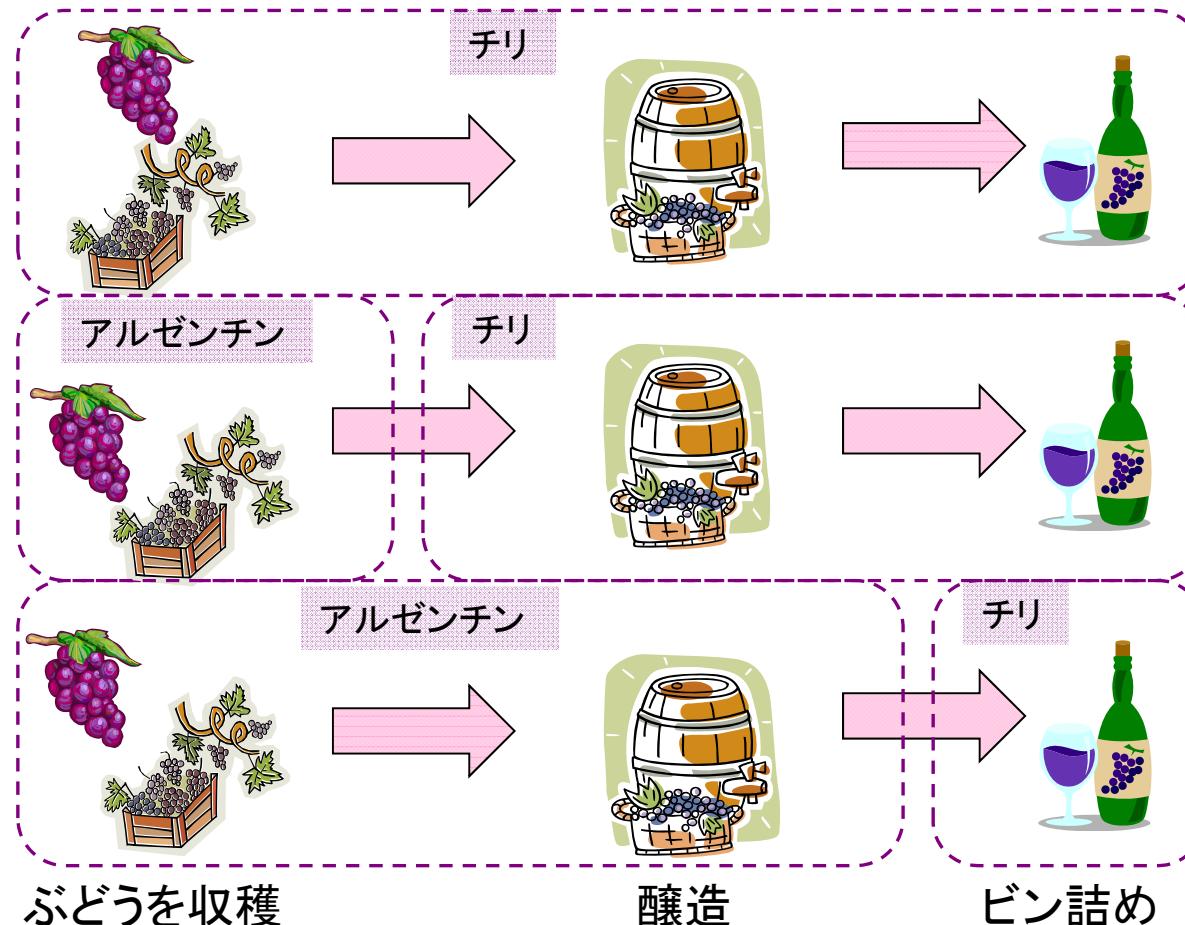
- **経済連携協定(EPA)に基づく税率**

EPA締約国の**原産品**に対して、一般の関税率よりも低いEPA税率を適用。

2. 原産品に関する原則的規定

- (1) 原産品とは？
- (2) 特恵税率適用のための条件
- (3) 原産地基準
- (4) 原産品に関する救済的規定

特恵税率を適用する相手国の产品とは？



チリから輸入されたワインといつても、材料や製造工程に着目するといろいろなものがありえる。

EPAによる特恵税率の対象となる相手国のワインとは何か決めておく必要がある。

原産地基準を定め、原産地基準を満たす原産品のみを特恵税率適用の対象とする。

2. 原産品に関する原則的規定 (1)原産品とは?

「原産地」とは、

- ①ひとりで勝手に「決まる」ものではなく、
- ②ある目的(政策目的)を達成するために(当該目的を達成することができるよう)「決める」ものである。

生産国=原産国でない
場合がある。

特恵税率適用のための条件

① 輸入される产品に関し、**特恵税率が設定**されていること

② 生産された貨物が、「原産品」であると認められること

(=原産地基準を満たしていること)

→ この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「原産地證明書」等

運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと

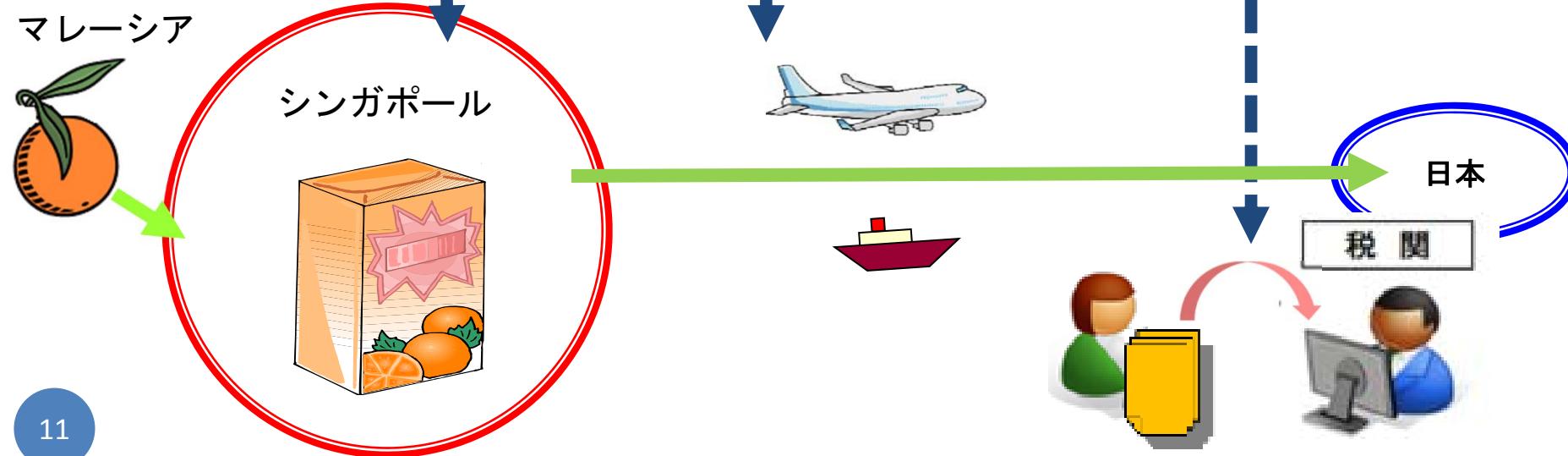
(=積送基準を満たしていること)

→ この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「運送要件證明書」(通し船荷証券の写し等)

③ 必要な手続きを行なうこと

- 税関に対して原産国や特恵税率を申告
- 添付書類として原産地證明書等及び(必要に応じ)運送要件證明書を提出

(=手続要件を満たしていること)



2. 原産品に関する原則的規定 (2)特恵税率適用のための条件

“EPA特恵税率が設定されていること”の確認

■ 手順1 関税分類番号の確認

- 輸入しようとする商品の

関税分類番号「HS番号及び統計細分」を確認



HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号
6桁まであり、同条約締結国間で共通。

類(2桁)…(例)第20類

項(4桁)…(例)第20.01項

号(6桁)…(例)第2001.10号

6桁以降は各国別の統計細分であり、日本の場合は3桁で設定。
HS6桁に細分3桁を加えた9桁を統計番号という。

統計番号(9桁)…(例)2001.10-200

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品 第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	
統計番号 Statistical code	品名 Description
番号 H.S. code	
20.01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
2001.10	きゅうり及びガーキン 1 砂糖を加えたもの 2 その他のもの
2001.90	その他のもの 1 砂糖を加えたもの (1)パバイヤ、ボボー、アボカドー、グアバ、ドリアン、 ビリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、 ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、 シュガーアップル、カスターアップル、バッショングルーツ、 ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン
110	120 (2)スイートコーン 130 (3)ヤングコーンコブ 140 (4)その他のもの
	210 2 その他のもの (1)パバイヤ、ボボー、アボカドー、グアバ、ドリアン、 ビリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、 ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、 シュガーアップル、カスターアップル、バッショングルーツ

2. 原産品に関する原則的規定 (2)特恵税率適用のための条件

“EPA特恵税率が設定されていること”の確認

■ 手順2 EPA特恵税率の確認

設定されていない品目があることに注意！！

第4部 横断食料品、飲料、アルコール、皮筋、たばこ及び製造たばこ代用品

第20類 果樹、果実、ナットその他の植物の部分の園芸品

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate								
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	普惠 GSP	特別特恵 LDC	ペルー Peru	マキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile
2001.01	実物又は断面により開剥し又は保存に適する形態をした野菜、果実、ナットその他の植物の食用の部分 きゅうり及びトマト									
2001.10	1 段種を加えたもの	15%		(15%)	12%	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの	12%		(12%)	9%	無税	無税	無税	無税	無税
2001.20	その他のもの 1 段種を加えたもの									
	(1)レモネード、ポルカードー、グアバ、ドリアン、ビリニビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャングル、レンブ、サボテ、ナエリモア、サントル、シュガーハップル、カスターアップル、パッキンフルーツ、ランソム、サラーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	10%		7.5%	3.8%	無税	無税	無税	無税	無税
	(2)スイートコーン	17.5%		10.5%		無税	無税	無税	無税	無税
	(3)ヤングコーンコブ	25%		16.5%		無税	2.2%	4.2%	3.3%	
	(4)その他のもの	15%		(15%)	12%	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの									
210	(1)レモネード、ポルカードー、グアバ、ドリアン、ビリニビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャングル、レンブ、サボテ、ナエリモア、サントル、シュガーハップル、カスターアップル、パッキンフルーツ、ランソム、サラーサップ及びレイシ (2)マンゴー及びマンゴスチン ハラコノーネー	10%		8%	2%	無税	無税	無税	無税	無税
		15%		8.5%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税

物品を日本に輸入する場合のEPA特恵税率は、税関のウェブサイトの
「実行関税率表」で調べることができます。 (税関ウェブサイト 実行関税率表)
<http://www.customs.go.jp/tariff/>

原産地基準3つのカテゴリー

日タイEPA 第28条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される产品であって、
2に定めるもの

完全生産品

(b) 当該締約国の**原産材料**のみから当該締約国において完全に生産
される产品

原産材料のみから生産される产品

(c) **非原産材料**をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される产品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす产品

2. 原産品に関する原則的規定 (3)原産地基準

原産地基準 3 つのカテゴリー

(a) 完全生産品

材料をどこまで遡っても
原産材料のみ

(b) 原産材料のみから 生産される产品

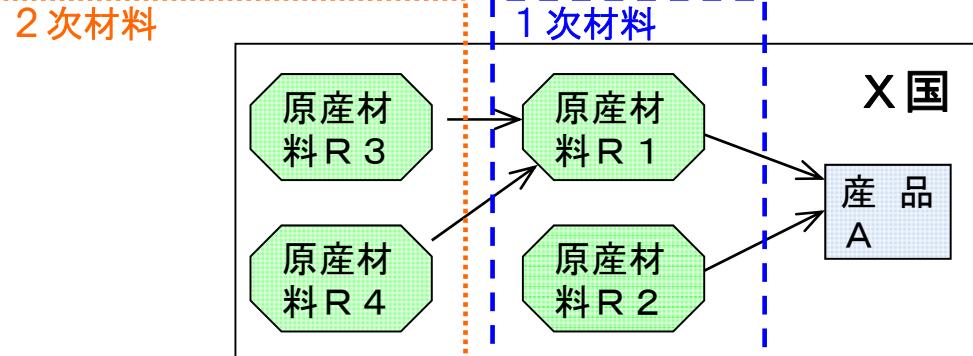
材料の材料(2次材料)
のうち、少なくとも 1 つは
非原産材料

(c) 実質的変更基準を 満たす产品

材料(1次材料)のうち、
少なくとも 1 つは非原産
材料

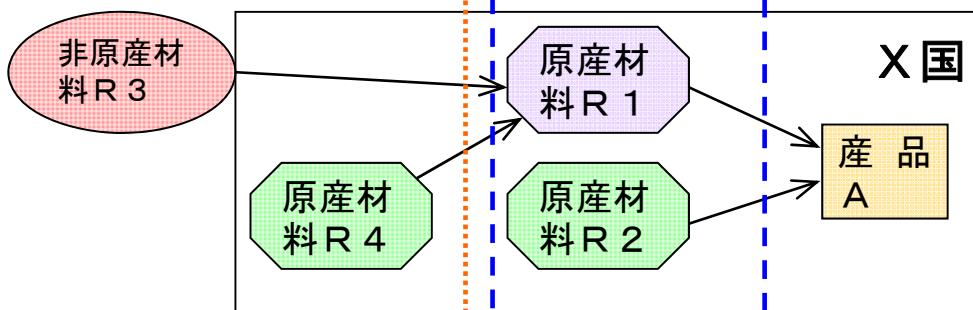
(注)協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、产品的に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。

2次材料



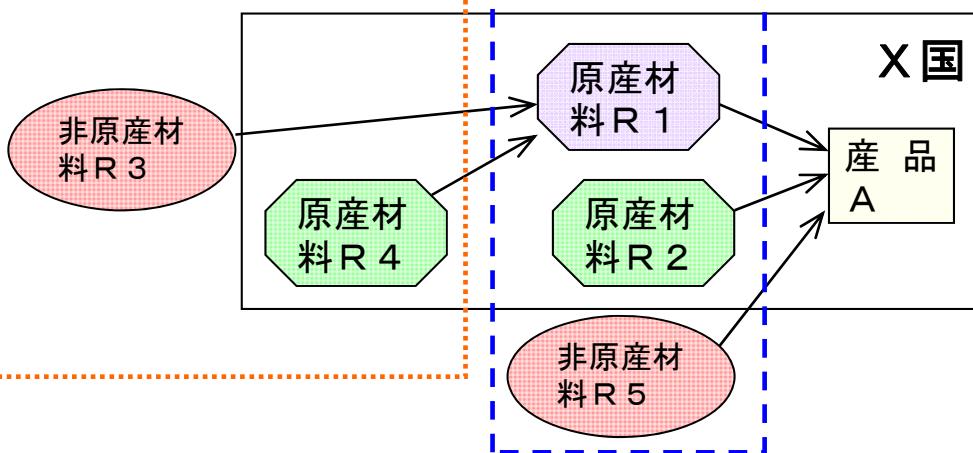
(a)

非原産材料 R 3



(b)

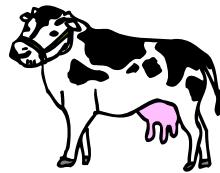
非原産材料 R 3



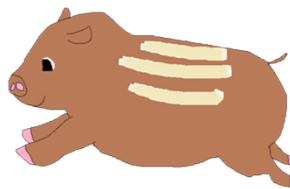
(c)

完全生産品

日タイEPA第28条2



(a) 生きている動物であって、
タイにおいて生まれ、かつ、
成育されたもの
(家畜等)



(b) タイにおいて狩猟、わな
かけ、漁ろう、採集又は捕獲
により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) タイにおいて生きている
動物から得られる产品
(牛乳、卵等)



(d) タイにおいて収穫され、
採取され、又は採集される
植物及び植物性生産品
(切り花等)

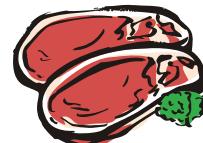


(e) タイにおいて抽出され、
又は得られる鉱物その他の
天然の物質
(原油等)



(f) タイの船舶(定義あり)によ
り、タイ及び日本の領海外の
海から得られる水産物その他の
の产品
(公海で捕獲した魚等)

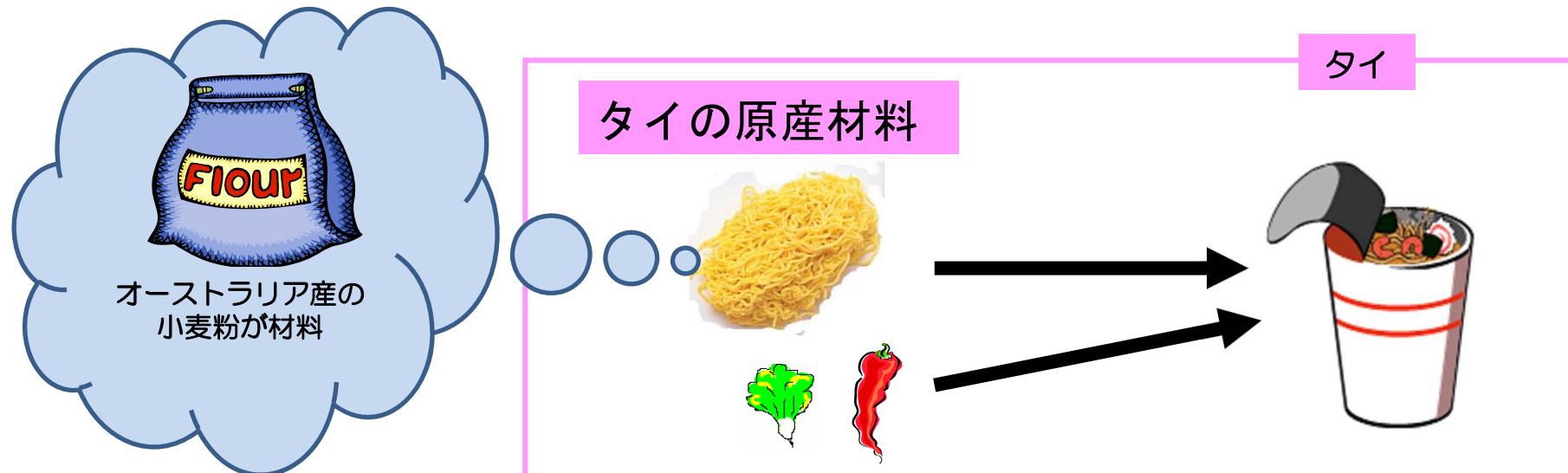
(g) ~ (k) 略



(l) タイにおいて(a)から(k)
までに規定する产品のみから
得られ、又は生産される产品
**((a)に該当する牛を屠殺し
て得られた牛肉等)**

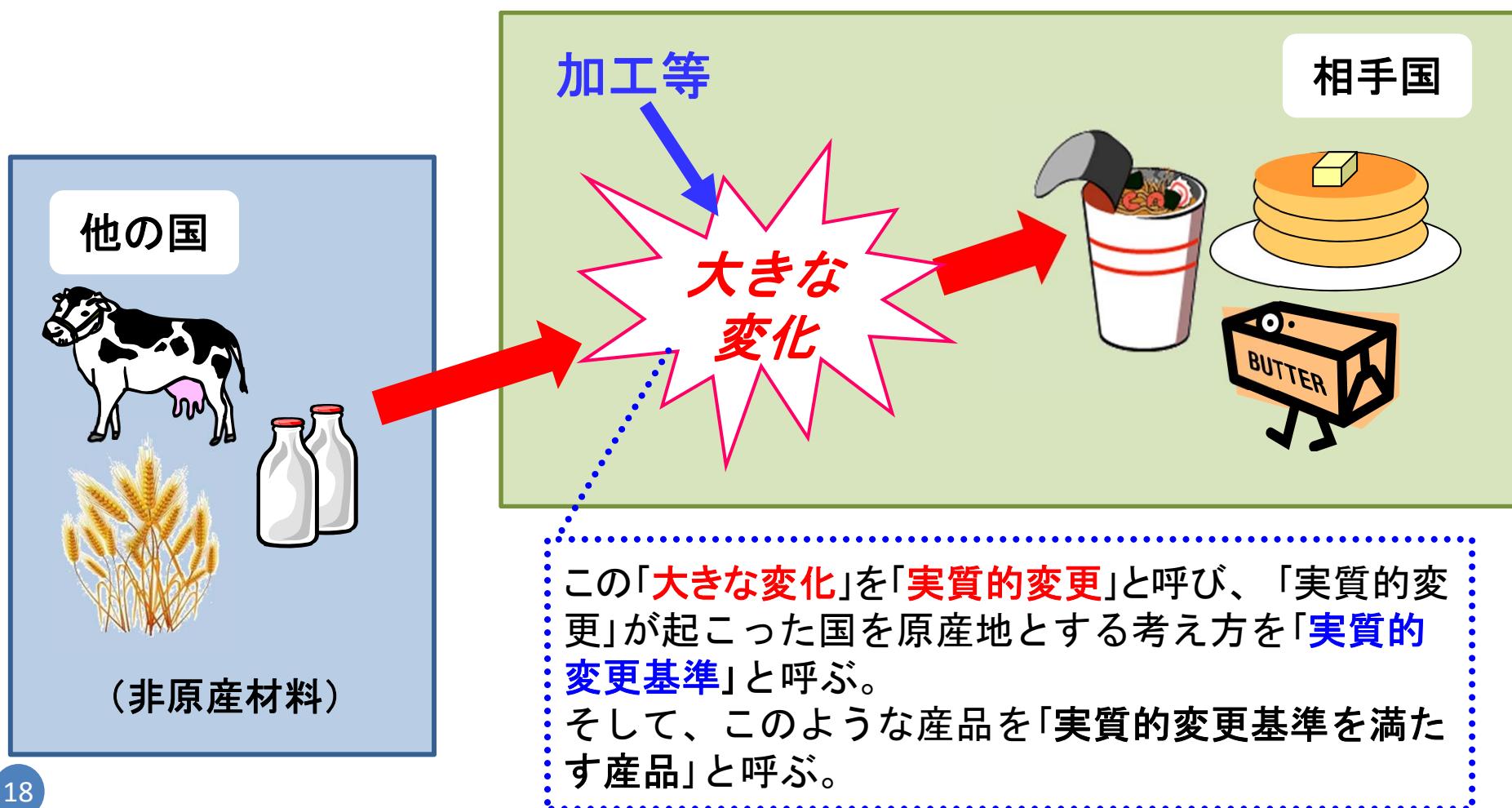
原産材料のみから生産される产品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、原産材料の材料に他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの



実質的変更基準を満たす產品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品。



実質的変更基準の種類

- **関税分類変更基準**

すべての非原産材料と產品の関税分類番号に特定の変化があれば、
実質的変更があったとする基準

- **付加価値基準**

付加された価値が、ある基準以上であれば、実質的変更があったとする基準

- **加工工程基準**

非原産材料に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

⇒これらの基準は、EPAの「品目別規則」(例えば、日タイEPA附屬書2)
に規定されている。

品目別規則

非原産材料が使用されている产品について、その国の原産品として認められるために必要なルール(※)をHS番号毎に具体的に表したもので、EPA毎に定められている。
なお、形式はEPA毎に異なっている。
※関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準のこと

(HS番号)	三〇・〇一
した野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理を	
(ルール)	C C (第七類又は第八類 からの変更を除く。)

品目別規則

※日アセアンEPA品目別規則に記載される略号の例

CC(Change of Chapter)
→2桁(類)の変更

CTH(Change of Tariff Heading)
→4桁(項)の変更

CTSH(Change of Tariff Subheading)
→6桁(号)の変更

- (b) 「CC」とは、各類、項、号の產品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、產品の生産に使用されたすべての非原產材料について、統一システムの關稅分類の變更であつて二桁番号の水準におけるもの(すなわち、類の変更)が行われたことをいう。
- (c) 「CTH」とは、各類、項、号の產品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、產品の生産に使用されたすべての非原產材料について、統一システムの關稅分類の變更であつて四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われたことをいう。
- (d) 「CTSH」とは、各類、項、号の產品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、產品の生産に使用されたすべての非原產材料について、統一システムの關稅分類の變更であつて六桁番号の水準におけるもの(すなわち、号の変更)が行われたことをいう。

一般ルール

品目別規則に規定のない產品は、協定本体に規定された共通するルールを適用する。

	一般特恵	日アセアンEPA 日イスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般ルール	他の項の材料からの変更	他の項の材料からの変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の号の材料からの変更 <u>及び</u> 付加価値35%以上	全ての產品について品目別規則が規定されているため一般ルールは存在しない

累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイEPA 第2009.11号-第2009.49号 品目別規則

第2009.11号から第2009.49号までの各号の产品への他の類の材料からの変更(第8類の材料からの変更を除く)

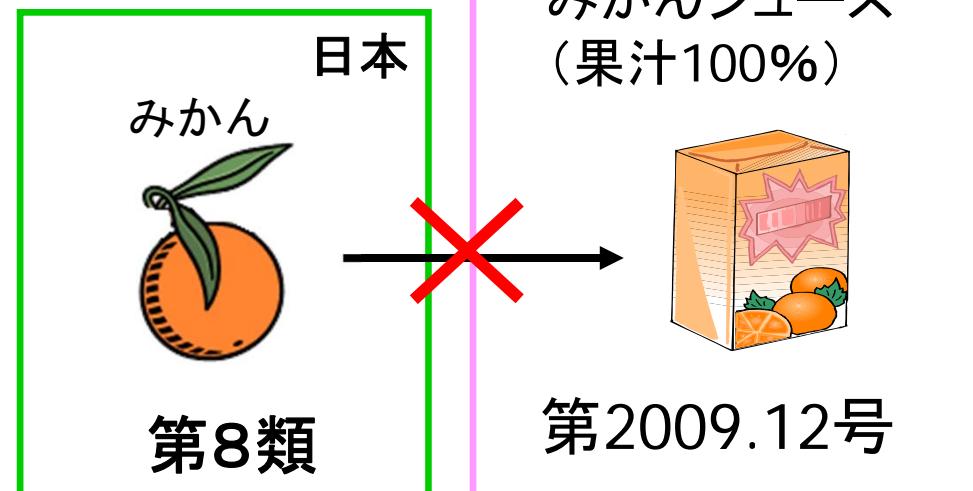
非原産材料のみかん（第8類）が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品とは認められない。

しかし…

みかんが日本の原産品の場合、累積の考え方を適用して、タイの原産材料とみなすことが可能となり、その結果、製品は日タイEPA上のタイの原産品と認められる。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。

※原産地証明書に「ACU」の記載が必要



僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

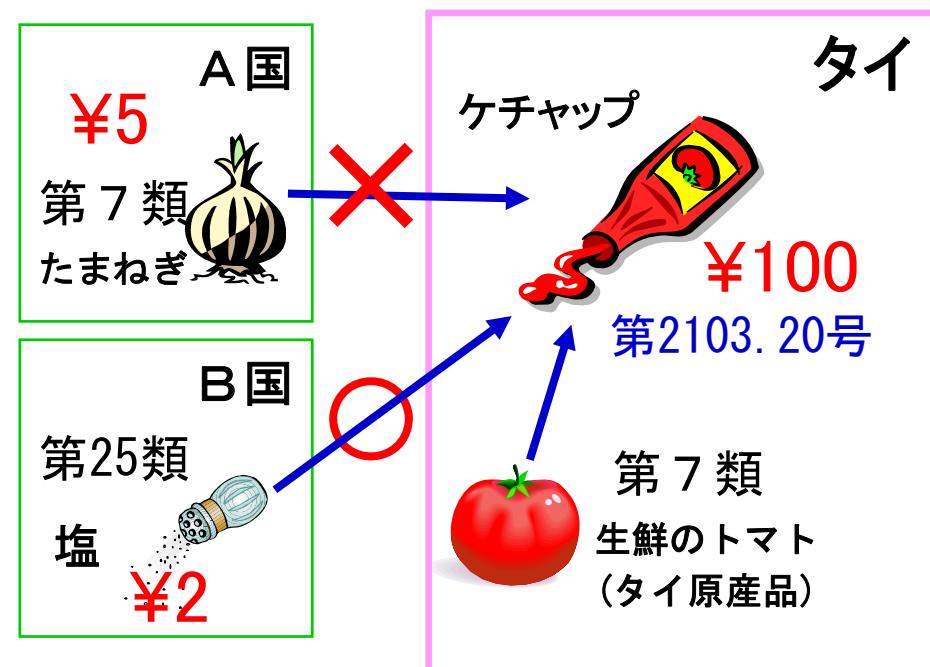
日タイEPA 第2103.20号 品目別規則

他の類の材料からの変更
(第7類又は第20類の材料からの変更を除く)

非原産材料の玉ねぎ(第7類)が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の5% ← 日タイEPAの場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

製品は日タイEPA上の原産品と認めることが可能となる。



※原産地証明書に「DMI」の記載が必要

参考

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	
日シンガポール													產品のFOB価額の7%以下		×	
日メキシコ	產品の取引価額 の10%以下(※)	×		產品の取引価額の10%以下(※)		×							產品の取引価額の10%以下(※)			
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン								×								
日チリ											2008.92: 產品のFOB價 額の10%以下 2008.92以 下	2008.92: 產品のFOB價 額の7%以下 外:產品のFOB 價額の7%以下			×	
日タイ							×						產品のFOB價額の7%以下			
日アセアン包括						產品のFOB價 額の10%以下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 產品のFOB價 額の10%以下		產品のFOB價額の 10%以下	2103.90: 產品のFOB 價額の7%以下	產品のFOB價額の 10%以下		×	
日イスラエル																
日ベトナム			0901.21, 0901.22: 產品のFOB價 額の10%以下			產品のFOB價 額の10%以下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 產品のFOB價 額の10%以下		產品のFOB價額の 10%以下	2103.90: 產品のFOB 價額の7%以下	產品のFOB價額の 10%以下		×	
日インド						產品的 FOB價 額的7% 以下	1604.20, 1605.20, 1605.90:×					2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90:×	2207.10, 2207.20:×	產品的 FOB價 額的7% 以下		
日ペルー	產品的 FOB價 額的10% 以下(※)	×		產品的 FOB價 額的10% 以下(※)		×										
日オーストラリア									產品的 FOB價 額的10% 以下(※)							
日モンゴル									產品的 FOB價 額的10% 以下(※)							

※適用にあたっては条件が設定されているため、協定の関係する条文及び品目別規則を確認のこと

3. 食品にみられる規則

- (1) アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール
- (2) 日インドEPAにおける農水產品の規則

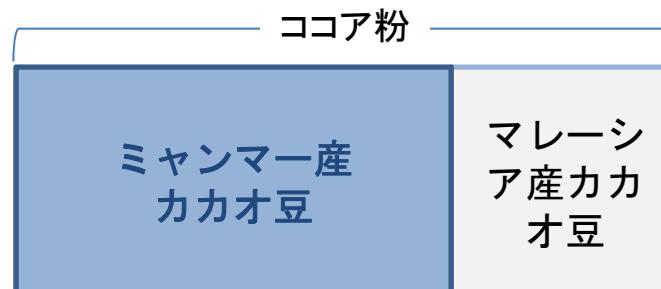
3. 食品にみられる規則 (1)アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール ①ココア粉(第18.05項)

日シンガポールEPA 第1805.00号 品目別規則

第1805.00号の产品への他の項の材料からの変更(非原産材料である第18.01項の力カオ豆を使用する場合には、当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。)

- 品目別規則を満たす例



- 原產品と認められない例



→ アセアン加盟国産以外の力カオ豆(第18.01項)を使用した場合、
日シンガポールEPA税率は適用できない。

3. 食品にみられる規則 (1)アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

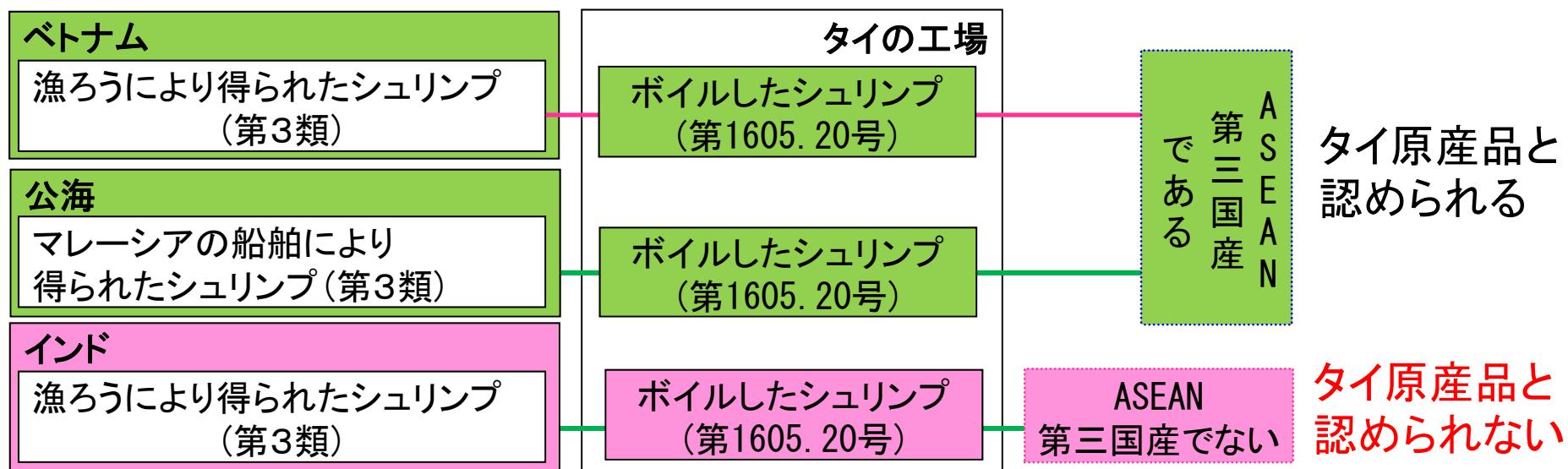
アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

②甲殻類調製品(第1605.20号)

日タイEPA 第1605.20号 品目別規則

日タイEPAの場合、HS番号は2002年版

他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



アセアン加盟国産以外の魚(第3類)を使用した場合は、日タイEPA
税率は適用できない。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール等の比較対照表

HS番号	シンガポール	マレーシア	タイ	フィリピン	ブルネイ	インドネシア	ベトナム
第4類	—	—	—	—	○	—	—
第7類	—	—	○	—	—	—	—
第11類	—	—	—	—	○	—	—
第16類	○	○	○	—	○	—	—
第17類	—	—	—	—	○	—	—
第18-20類	○	○	○	○	○	—	—
第29類	—	—	—	—	○	—	—

(注)○印は対応する類に規則が存在することを表すだけであってその類のすべてが該当するものでない。

日インドEPAにおける農水産品の規則

日インドEPA 第03.01項-第03.07項 品目別規則

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること

日インドEPAでは、農産品（及び纖維製品）の品目別規則の多くは、加工工程基準で規定されている。

→ 同様の規則が第1類から第25類、第29類、第35類、第38類、第50類から第53類の一部の品目に規定されている。

→ 上記品目のうち、第1類から第14類のすべての品目、第16類、第21類、第22類、第25類、第50類から第53類の一部品目については、僅少の非原産材料の枠も存在しないため、少しでも非原産材料が使用されている場合は、產品は原產品と認められない。

4. 原産地規則の手続的規定

(1) 積送基準

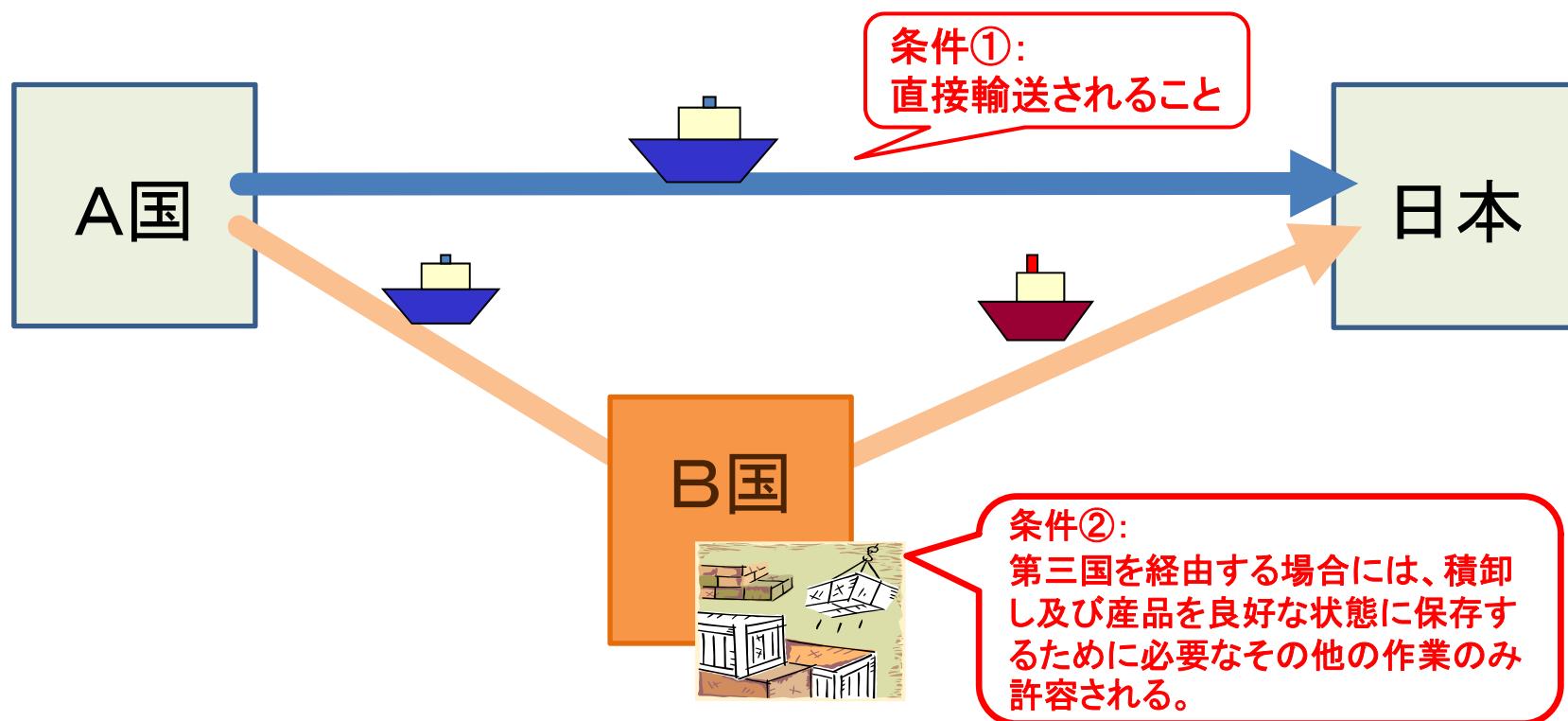
(2) 税関における手続き

積送基準

積送基準とは

⇒貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準

以下のいずれかの条件を満たす場合、產品は原産品としての資格を保持する

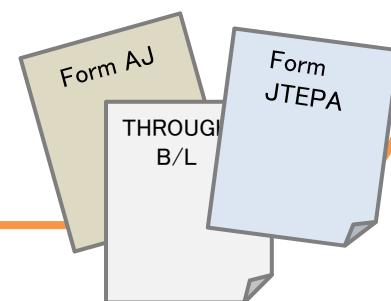


税関における手続き

特恵適用のための手続要件

- ✓ 原産地基準を満たした原産品であることを証明した又は申告する書類を提出すること
- ✓ 積送基準を満たしていることを証明した書類を提出すること

(第三国を経由して運送された場合)



◆原産地基準を満たしていることの証明

① 第三者証明制度に基づく原産地証明書

- 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書
(全てのEPAで採用)

② 自己申告制度に基づく原産品申告書等

- 輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書等
(日オーストラリアEPAで①と共に採用)

③ 認定輸出者による原産地申告

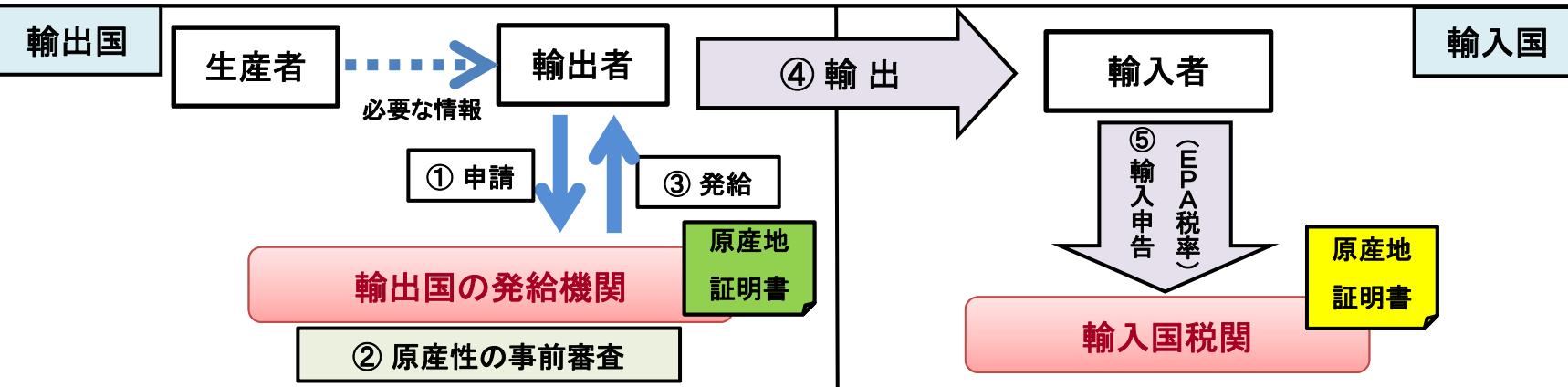
- 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
(日イスイスEPA、日ペルーEPA、改正日メキシコEPAで①と共に採用)

4. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き

原産地証明書の発給から輸入申告までの流れ

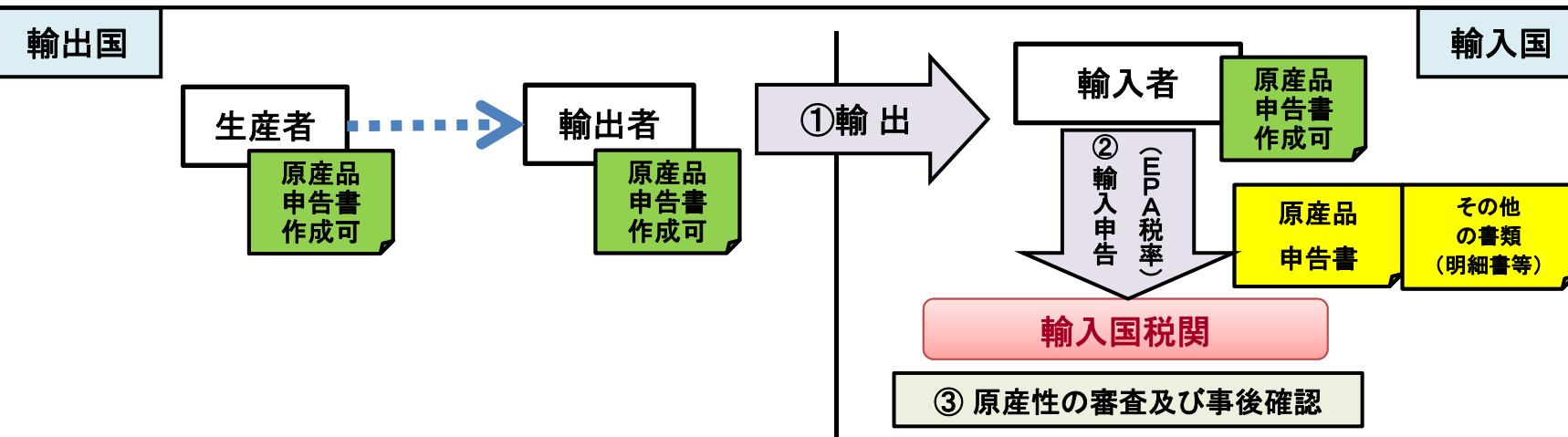
第三者証明制度

- ◆ 輸出者による申請により、輸出国の発給機関が原産地証明書を発給。
- ◆ 貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出。



自己申告制度

- ◆ 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産品申告書を作成。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産品申告書及びその他の書類(必要最小限のもの。原産性を満たしている事実を説明する明細書等)を輸入国税關に提出。
- ◆ 輸入国税關が輸入通關時の審査及び輸入の許可後の事後確認を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。



4. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き

それぞれのEPA原産地証明書における必要的記載事項

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称、住所、国名	Certification No.	Number of page /	
2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: 輸入者の名称、住所、国名 「遅延発給」の場合、第3欄に船積日を記入。	AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP		
3. Transport details (means and route)(if known): 輸送の手段及び経路（分かることで記入）	CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ Issued in Vietnam		
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s): それぞれの商品ごとの品番（必要に応じて）、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名 品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第0910.99号のうちカレー、第1515.90号のうち楕油及びその分別物など) HS第50類から第63類までの各類の商品については、以下の事項を記入。 ・他方の統約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国との材料 ・当該他方の統約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 ・当該他方の統約国又は当該第三国の國名 (当該材料が商品の生産に使用された場合に限る。)	5. Preference criteria 特恵基準 下記①～③のカテゴリのいずれか1つを必ず記入。 ① "WO" ② "GTH", "LVC", "CTC", "SP" のうち適切なもの ③ "PE"	6. Weight or other quantity 重量又はその他の数量 輸入は必須。 重量は、グロス/ネットのいずれでも可。	7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付 原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号・日付。 ○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合：第8欄に商品は第三国にインボイスが発行される旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合は、第7欄に輸出者のインボイスの番号及び日付、第8欄に第三国で発行される別のインボイスが使用される旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、輸入者は税關に取扱關係が判明するような資料を提出。
8. Remarks: 原産地証明書が遅延発給される場合には、 発給当周により、「ISSUED RETROACTIVELY」と記入される。 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、以下とおり。 ① 新規の番号付した新規の原産地証明書を発給：第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当初の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真正な写し」を発給：第8欄に「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。	必要に応じ、DMI（第28条：僅少の非原産材料）、ACU（第29条：累積）、IIM（第35条：同一の又は交換可能な材料）を追加。		
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____	10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.		
Place and Date: 原産国の国名を記入。 Signature: 輸出者(又は代理人)による記入。 ・証明書申請の日付 ・署名(自署又は署名の形状の印字)	Competent governmental authority or Designee office: 輸出統約国の権限のある当局又は指定団体による記入。 Stamp • 日付(原則として船積日を含めその日から3日以内⇒それより後の発給を遅延発給として扱う。) • 押印(手押し又は印影の形状の印字) • 署名(自署又は署名の形状の印字)		
Name (printed): ゴム印は不可 Company:	Place and Date: Name (printed): Signature: ゴム印は不可		

- 現在、我が国が締結しているEPA(15本)上の原産地証明書における必要的記載事項
- 記載に不備のない原産地証明書を用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

4. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き

タイ発給の日タイEPA原産地証明書

1. Goods originating in (Name, address, country)		Reference No. 0000-00		ORIGINAL			
ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate)		FORM JTEPA			
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)		Issued in..... THAILAND (country)					
ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN							
3. Means of transport and route (as far as known)		4. For official use					
FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU		"ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"					
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice		
1. NO MARK		1,000CTNS TOMATO KETCHUP	"PS"	20,000 kg	ZP001 January 19, 2011		
		HS CODE:2103.20 "DMI"					
11. Declaration by the exporter				12. Certification			
<p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (importing country)</p> <p>and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN</p> <p>(importing country)</p>				<p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>登録印影</p>			
CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature of authorized signatory				CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of customs authority			
No. 000000							

①真正性に係る項目

- 様式
- 印影・署名
- 有効期間・遡及発給の記載
- 修正・再発給の記載 等

②同一性に係る項目

- 品名、数量等
- インボイス番号、輸出入者名
- 特別な品目・説明の記載 等

③原産性に係る項目

- HS番号
- 特恵基準 等

参考

4. 原産地規則の手続的規定 (2)税関における手続き

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特恵
完全生産品			WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P
原産材料からなる产品			PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁
実質的変更基準を満たす產品	一般ルールを満たす產品	HSコード4桁変更	CTH	B ※1	—	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁
	品目別規則を満たす產品	付加価値基準	RVC	B	—	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—
		関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁
その他 (D:各協定の条文を満たす产品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)			—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	D TPL	—	—	—
適用する場合記載	累積		ACU	ACU	ACU	— ※2	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—
	僅少の非原産材料		DMI	DMI	DMI	— ※2	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—
	代替性のある产品及び材料		—	FGM	FGM	— ※2	—	FGM	FGM	FGM	IM	—	FGM	FGM	—	—

※1 日インドEPAの一般ルールはHS6桁変更 ※2 記載は必要だが、記号は定められていない

(注) 日シンガポールEPA、日イスイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

3. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き

(日オーストラリアEPAの)自己申告制度に基づく原産品申告書

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が代理で作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略可能。

＜原産品申告書の記載例＞

原 産 品 申 告 書			
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)			
1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 オーストラリアワイン㈱ ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 產品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号 (6 桁、 HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (W0、 PE、 PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、 ACU)
1	ワイン (750ml) 1,000 カートン、4,500L、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付 : No. AB00001、2015.12.1 B/L (船荷証券) : No. AB00001	第 2204. 21 号	PSR
5. その他の特記事項			
<input type="checkbox"/> 第三国インボイス 6. 以上のことより、2. に記載する產品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。			
作成年月日 2015.12.5 作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11 代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名 代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関 3-1-1			
本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)			
<small>※W0: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される产品、PSR: 実質的変更基準を満たす产品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積</small>			

(1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・產品の概要(品名及び関税分類番号(HS2012年版)、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用する他の原産性の基準)
- ・仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用也可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・作成の日から1年間有効
- ・1回の輸入に適用。

(参照規定) 協定第3・16条、実施取極第2・3条
関税法基本通達68-5-11の3

3. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き

(日オーストラリアEPAの)原産品であることを明らかにする書類

① 原産品申告明細書

- ◆ 明細書は輸入者が作成(通関業者が代理で作成することも可能)。
- ◆ 明細書に必要事項を記載し、これに明細書に記載された説明内容を確認できる書類を添付し提出

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015.12.1	
2. 原産品申告書における產品の番号 [1]	3. 產品の關稅分類番号 第 2204.21 号
4. 適用する原產性的基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC · <input type="checkbox"/> VA · <input type="checkbox"/> SP · <input type="checkbox"/> DMI · <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記 4.で適用した原產性的基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニヨン) (第 08.06 項) : 豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項) : 豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項) : 豪州クイーンズランド州○○農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項) : 米国より輸入したもの (非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 2204.21 号) は、「類変更 (第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の總部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税關商事 (株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 財務ロジスティクス (株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日	
印又は署名 	

(規格 A 4)

(1) 記載事項

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における產品の番号
- ・產品の關稅分類番号 (HS2012年版)
- ・適用する原產性的基準
- ・適用した原產性的基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名 (電子的な署名も可)

(2) 様式及び使用言語

- ・税關様式C-5293を使用。
- ・日本語により作成。

(参照規定) 協定第3・17条2(c)
関稅法基本通達68-5-11の4

3. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き

(日オーストラリアEPAの)原産品であることを明らかにする書類 ② 関係書類

- ◆ 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」は、輸入される貨物や使用される原産地基準によって異なるが、以下のような資料に基づいて原産性を満たしている事実を記載し、関係書類を添付する。

【完全生産の場合】

产品が豪州において完全に得られた产品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

【原産材料のみから生産された产品の場合】

すべての一次材料(※)が豪州の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

(※)一次材料：产品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

【実質的変更基準を満たす产品の場合】

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

产品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

明細書に添付する書類(例)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン (750ml)

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソーピニヨン)	豪州 (ピクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ピクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
合計					

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4(2)ロ

3. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き

(認定輸出者による)原産地申告

輸出国発給当局が認定した輸出者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載することで作成した原産地申告を輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。(関税法基本通達 68-5-11の2)

日スイスEPA

“The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地(Switzerland)) preferential origin.“

日メキシコEPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Mexico-Japan EPA.”

日ペルーEPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地(Peru)) preferential origin under Peru-Japan EPA.

(場所及び日付*)”

(*)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

原則これらの文言通りに記載されていること。
手書きは不可。
英語で記載されていること。

証拠書類の提出時期

原産地証明書等(※):**輸入申告時**

(関税法第68条、関税法施行令第61条第4項)

ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、
原産地証明書等の提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取(BP)を行う場合 (関税法基本通達68-5-15, 16)

特例申告に係る貨物は、原産地証明書等及び
運送要件証明書の提出の省略が可能

- 保存義務あり
- 取得期限は特例申告時まで

(提出免除:関税法基本通達67-3-4, 68-5-1、保存義務:関税法施行令第4条の12)

運送要件証明書:輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第8項)

証拠書類の提出免除

原産地証明書等：

課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

輸入国が提出を免除する貨物

*一般特恵における「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」(明らか物品)に該当する物品。EPA特恵に関しては具体的な產品の指定はない。なお、「明らか物品」に該当する物品であっても、EPA特恵税率を適用する場合は原産地証明書を提出する必要がある。

運送要件証明書：

課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

その他

原産地証明書等の有効期限：発給から1年間

(関税法施行令第61条第5項)

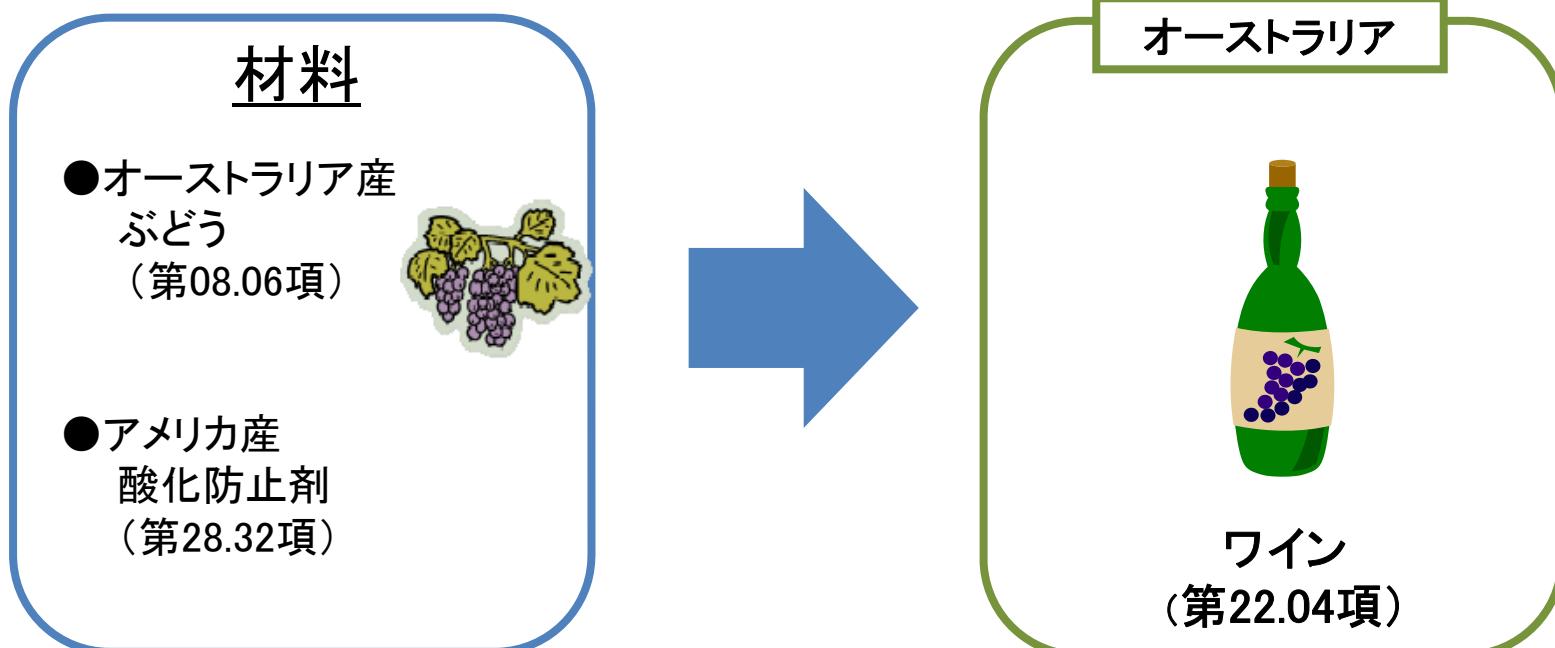
対象となる輸入：1回限り

(関税法基本通達68-5-11(2)ニ)

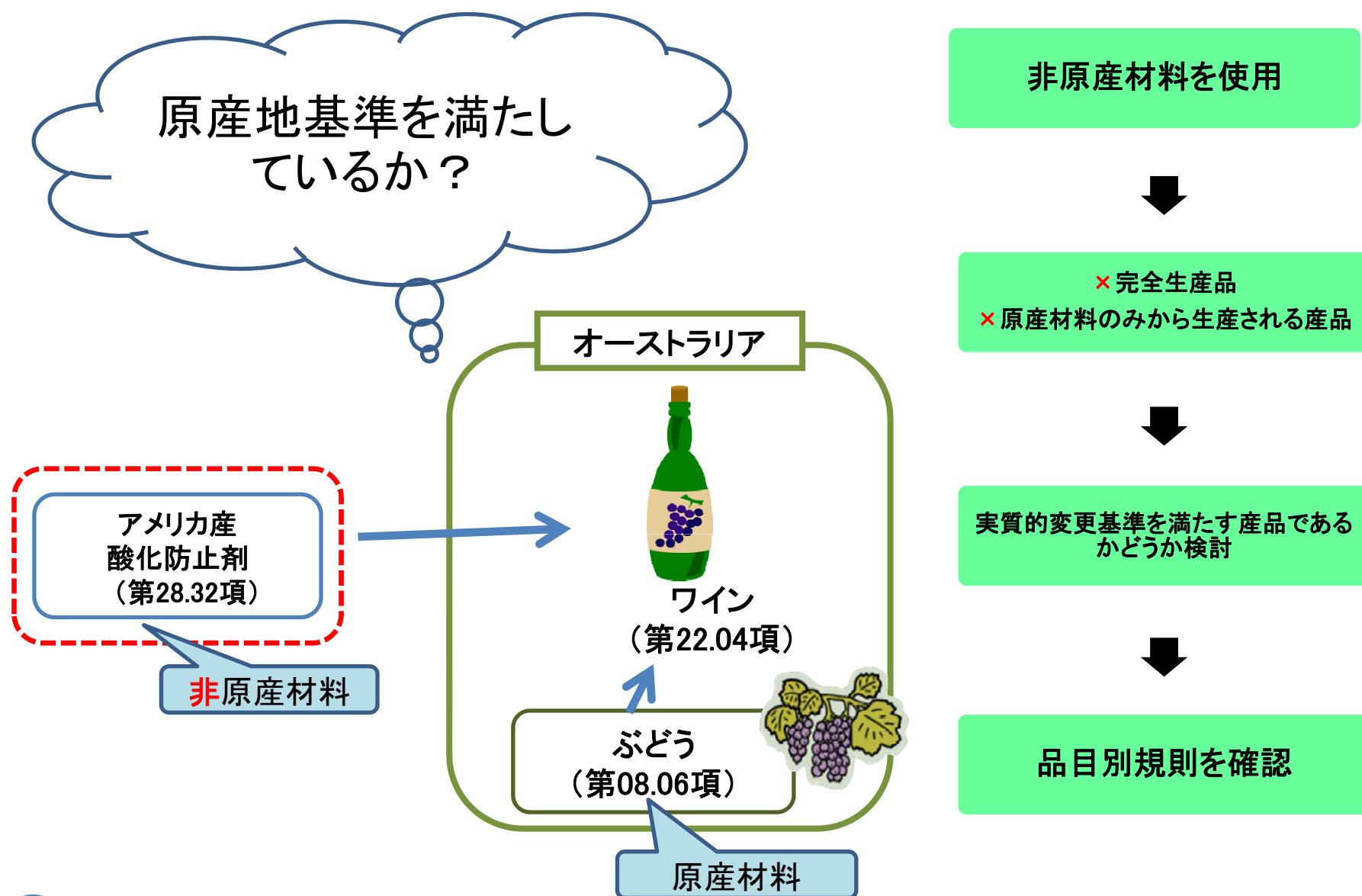
5. 原産地認定のケーススタディ
 - (1) ワイン(日オーストラリアEPA)
 - (2) 冷凍シュリンプ(日インドEPA)
 - (3) ペットフード(日タイEPA)
 - (4) シーフードソース(日アセアンEPA)

5. 原産地認定のケーススタディ（1）ワイン(日オーストラリアEPA)

下記の材料を使用し、オーストラリアで生産するワイン(HS22.04)は、日オーストラリアEPA上のオーストラリア原産品と認められるか？



5. 原産地認定のケーススタディ（1）ワイン(日オーストラリアEPA)

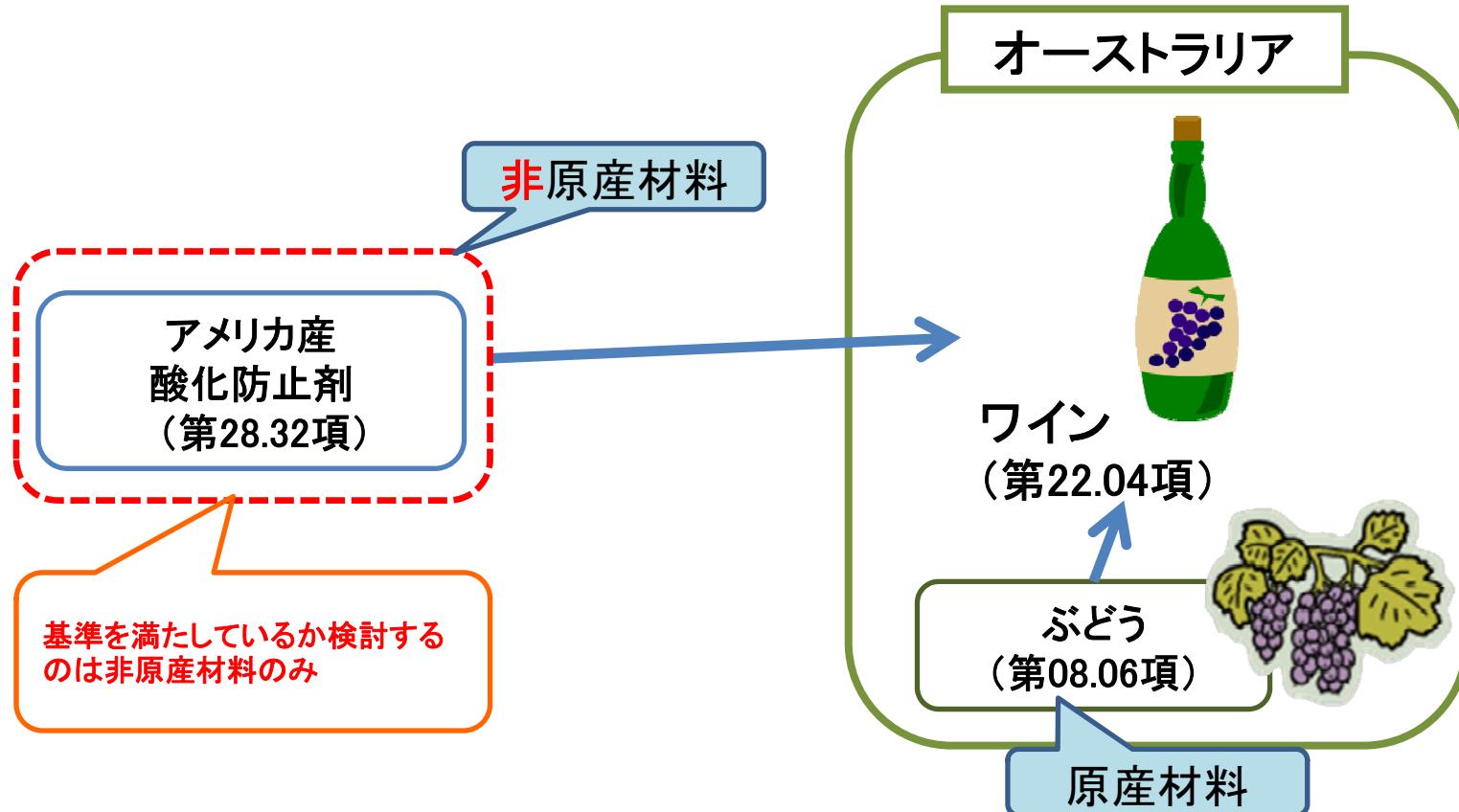


5. 原産地認定のケーススタディ（1）ワイン(日オーストラリアEPA)

日オーストラリアEPA第3・4条 非原産材料を使用して生産される产品

1 第3・2条(c)の規定の適用上、产品は、附属書2(品目別規則)に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。

2 1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。



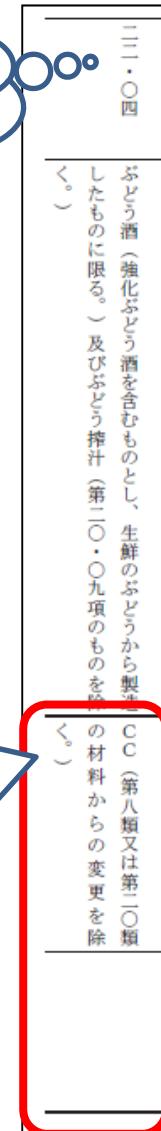
5. 原産地認定のケーススタディ（1）ワイン(日オーストラリアEPA)

※品目別規則の調べ方について

適用すべき実質的変更基準の種類が記載されている。

※EPAによっては略号で記載されている場合がある。略号の意味については品目別規則の巻頭に記載の一般的な注釈で確認できます。

輸入貨物のHS番号の箇所を確認

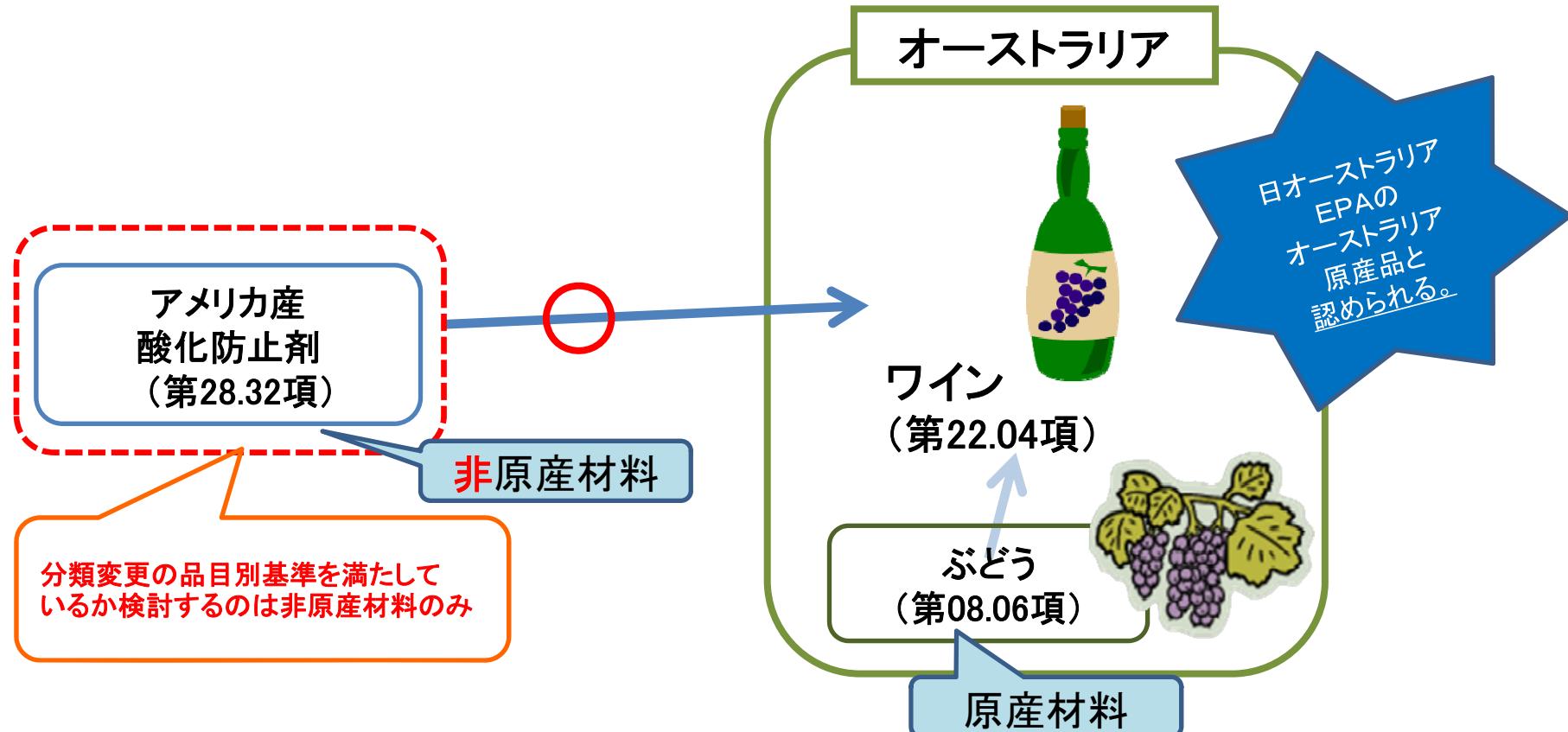


日本オーストラリア EPA
附録二 (第三章 (原産地規則) 関係) 品目別規則
(抜粋)

5. 原産地認定のケーススタディ (1) ワイン(日オーストラリアEPA)

日オーストラリアEPA品目別規則 第22.04項：
CC (第8類又は第20類からの変更を除く。)

類の変更(関税分類変更基準)



ワイン(第2204.21項)に係る規則の比較

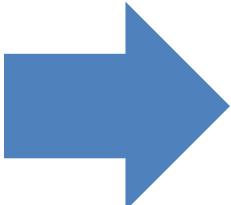
特恵	品目別規則	特恵設定
シンガポール	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	非譲許
メキシコ	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	譲許
マレーシア	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	非譲許
チリ	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	譲許
タイ	類変更	非譲許
インドネシア	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	非譲許
ブルネイ	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	非譲許
アセアン	類変更	非譲許
フィリピン	類変更	非譲許
スイス	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	譲許
ベトナム	類変更	非譲許
インド	完全生産品	非譲許
ペルー	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	譲許
オーストラリア	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	譲許
モンゴル	類変更(第8類又は第20類からの変更を除く)	一部譲許
GSP	第8類、第20類又は第22類に該当する物品以外からの製造	LDC譲許

5. 原産地認定のケーススタディ（2）冷凍シュリンプ(日インドEPA)

インドで冷凍シュリンプ(調味不十分なもの)(HS0306.17)を生産するが、日インドEPA上のインド原産品と認められるか？

材料

- インド産シュリンプ
(第03.06項)
- 中国産塩
(第25.01項)
- 中国産酒
(第22.06項)



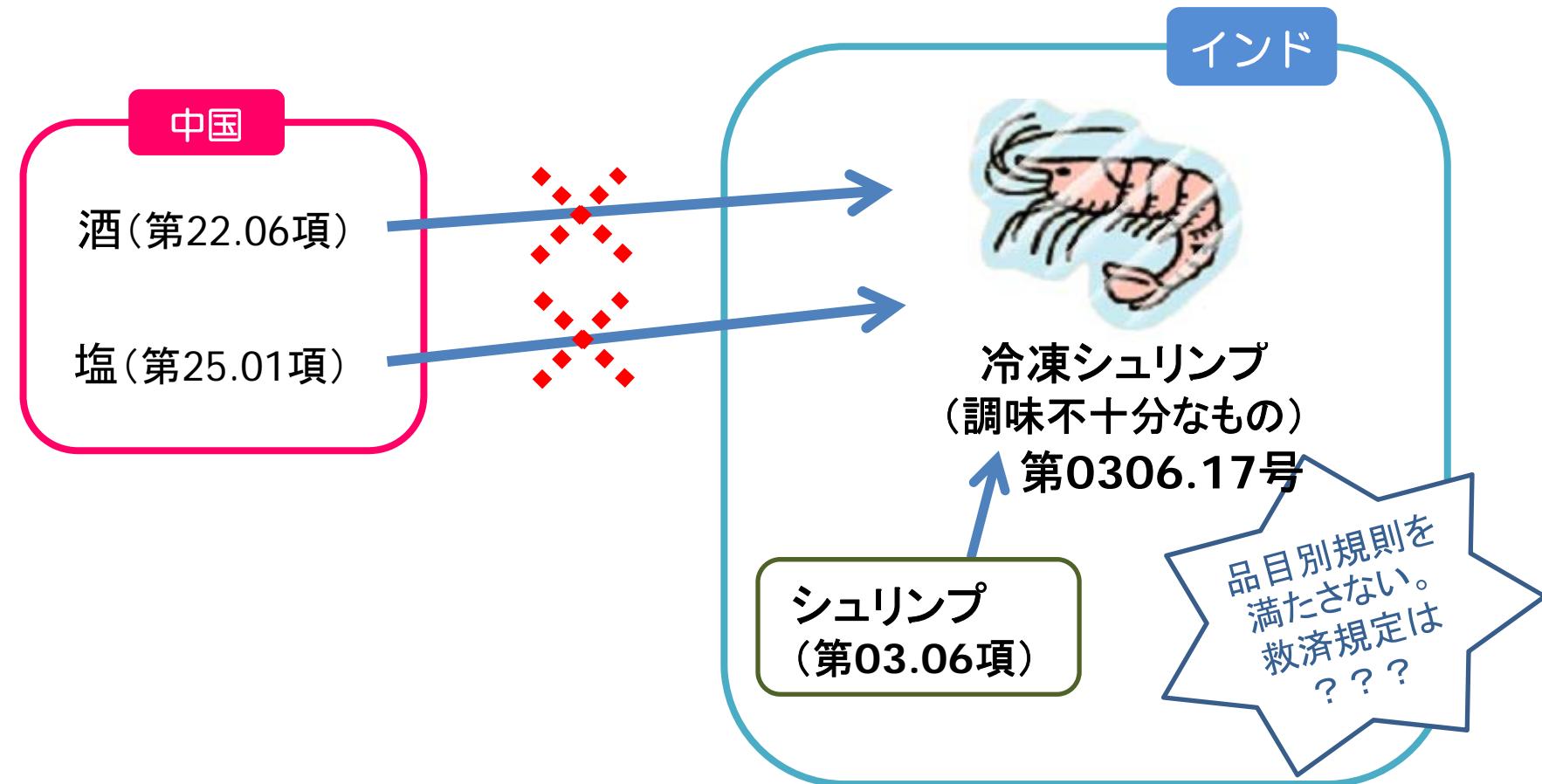
インド



冷凍シュリンプ
(調味不十分なもの)
第0306.17号

5. 原産地認定のケーススタディ (2) 冷凍シュリンプ(日インドEPA)

日インドEPA品目別規則 第03.06項：
締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。



5. 原産地認定のケーススタディ (2) 冷凍シュリンプ(日インドEPA)

再掲

僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

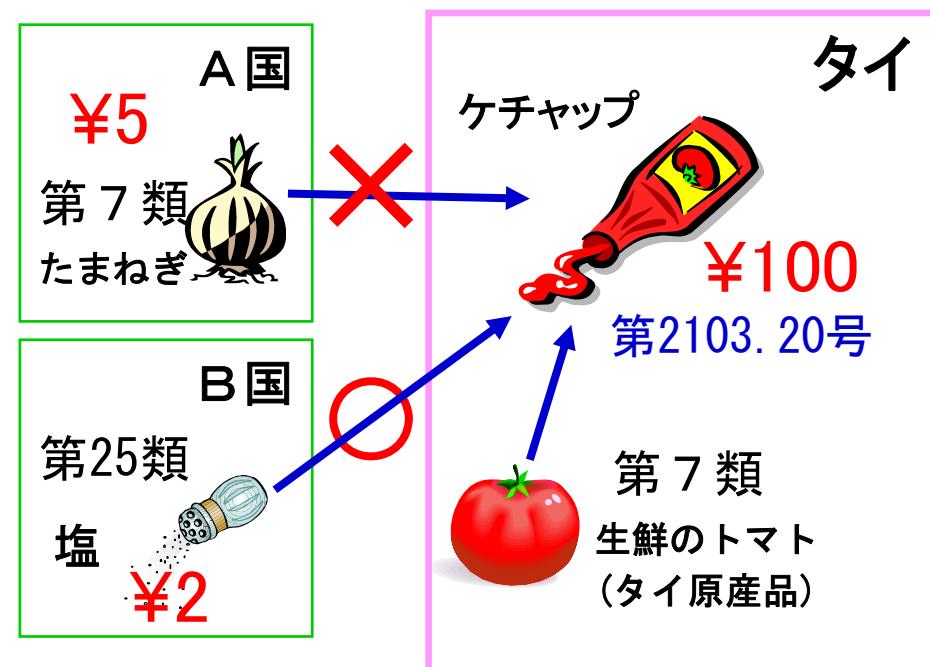
日タイEPA 第2103.20号 品目別規則

他の類の材料からの変更
(第7類又は第20類の材料からの変更を除く)

非原産材料の玉ねぎ(第7類)が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の5% ← 日タイEPAの場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

製品は日タイEPA上のタイ原産品と認めることが可能となる。



※原産地証明書に「DMI」の記載が必要

5. 原産地認定のケーススタディ (2) 冷凍シュリンプ(日インドEPA)

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表(抜粋)

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	適用できる品目、閾値 はEPAごとに異なる
日シンガポールEPA							×		
日メキシコEPA	產品の取引 価額の10% 以下(※1)	×	产品の取引価額の10%以下(※1)			×			
日ブルネイ・マレーシア・シンガポール・フィリピン・ベトナム									
日チリEPA					×				
日タイEPA				×					
日アセアンEPA			×		产品の FOB価額 の10%以 下	×	1 1	1 そ	产品 の そ
日スイスEPA									
日ベトナムEPA		×	価額の 10%以 下		の10%以 下	×	FC 11	そ	
日インドEPA			×				1604.20, 1605.20, 1605.90: ×		
							产品のFOB価額の7%以下		

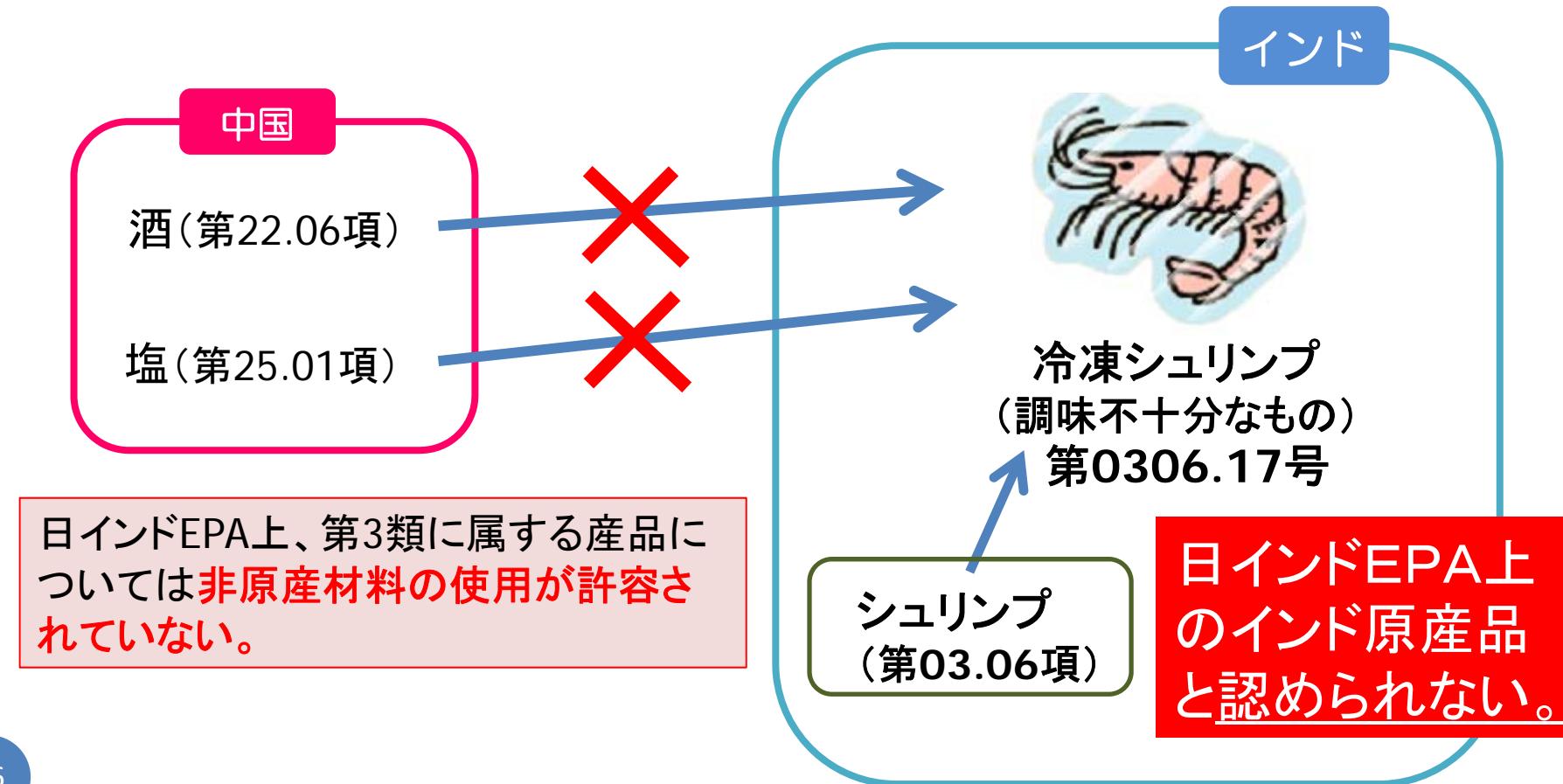
※日インドEPA
第32条

×印…僅少の設定が無い

5. 原産地認定のケーススタディ (2) 冷凍シュリンプ(日インドEPA)

日インドEPA品目別規則 第03.06項 :

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

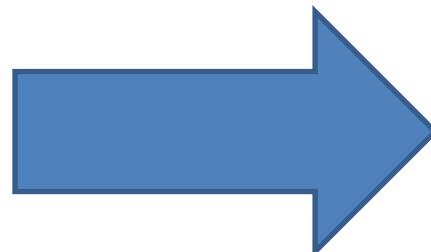


5. 原産地認定のケーススタディ（3）ペットフード(日タイEPA)

下記の材料を使用し、タイで生産するペットフード(HS23.09)は、日タイEPA上のタイ原産品と認められるか？

材料

- タイ産 豚肉
(第02.06項)
- インド産 まぐろフィレ
(第03.04項)
- 中国産 とうもろこし
(第07.12項)
- ベトナム産 かつお節
(第16.04項)



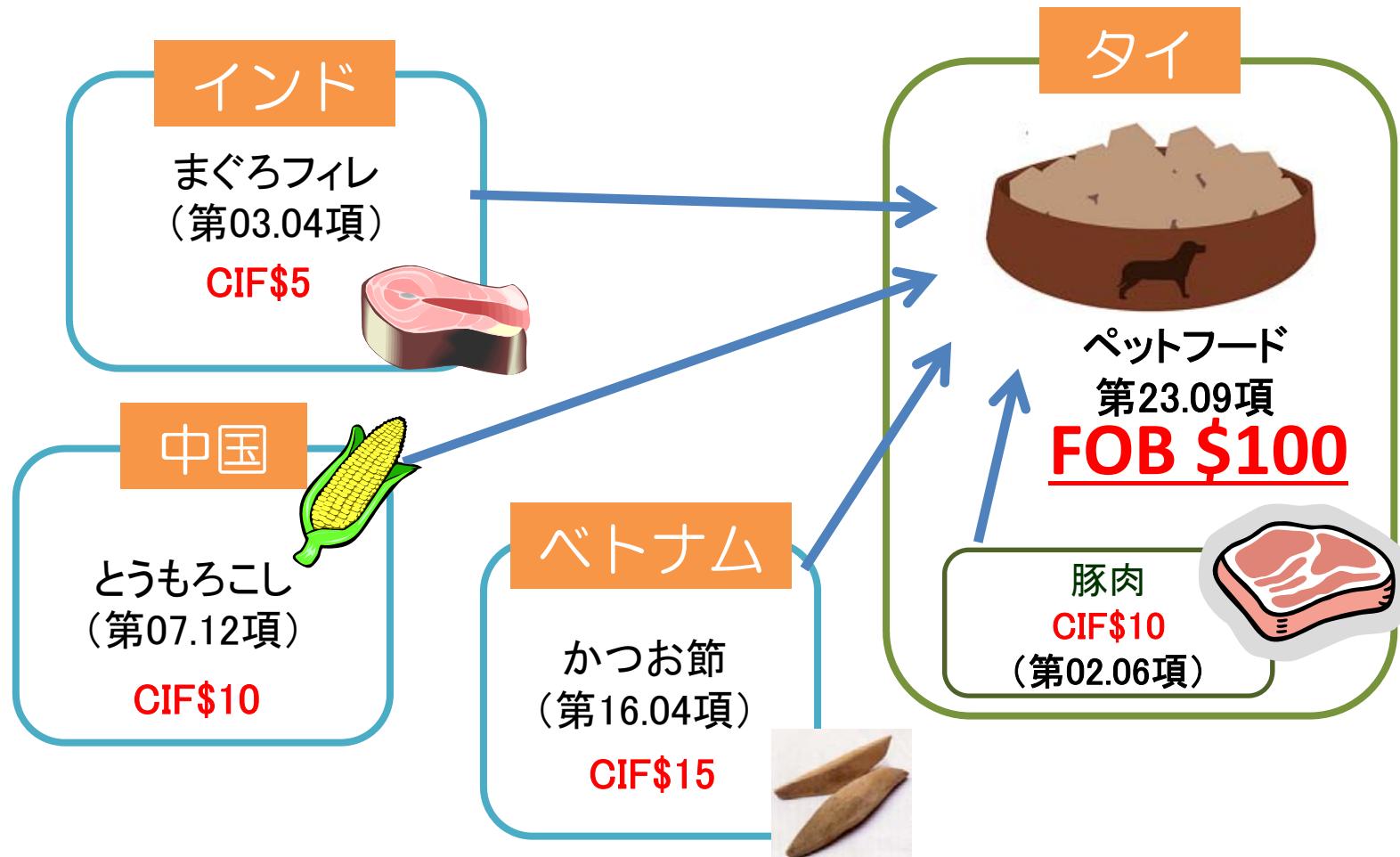
タイ



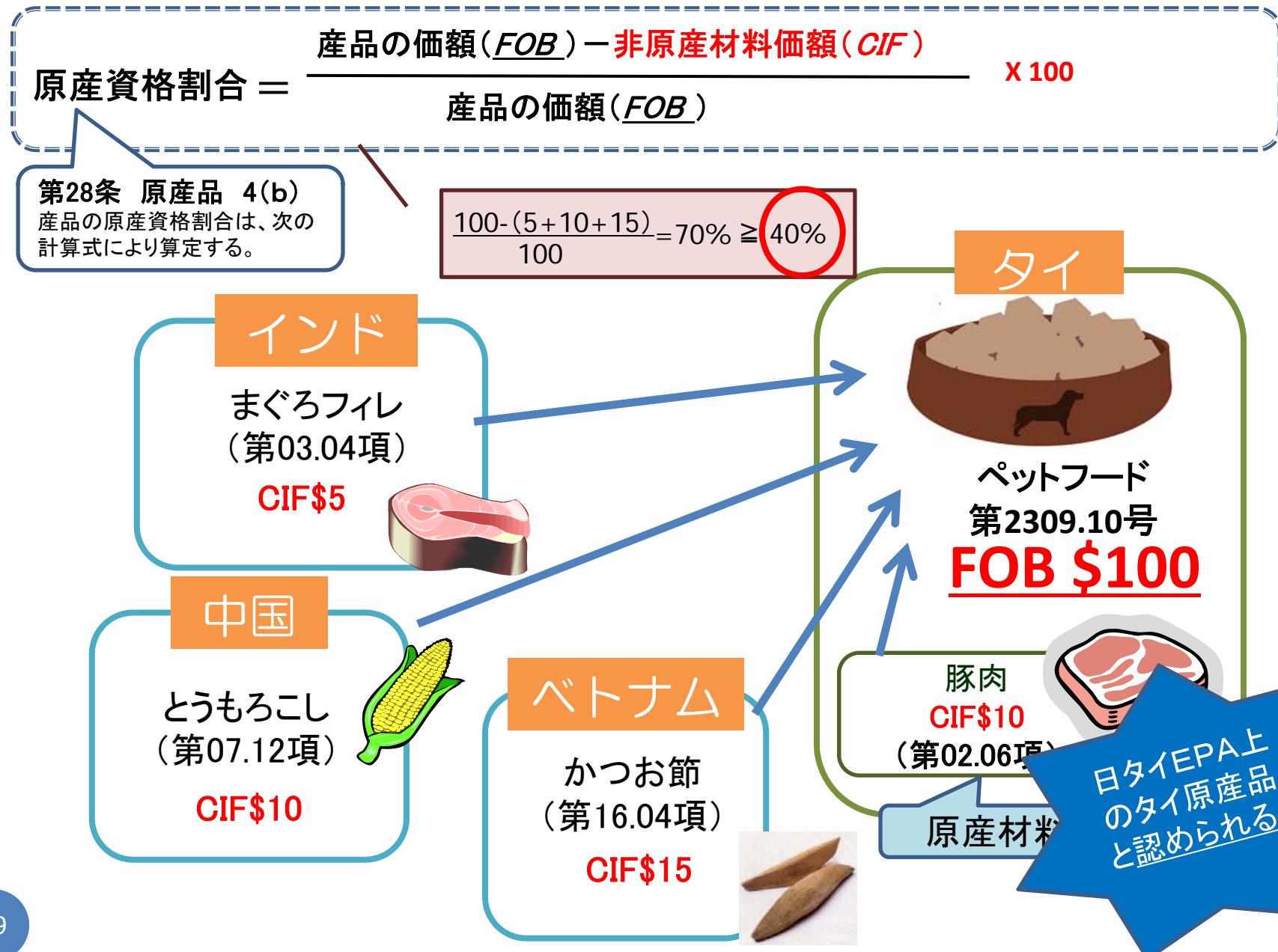
ペットフード
第23.09項

5. 原産地認定のケーススタディ (3) ペットフード(日タイEPA)

日タイEPA品目別規則 第23.09項：
原産資格割合が40%以上であること
(第23.09項への関税分類の変更を必要としない。)
付加価値基準



5. 原産地認定のケーススタディ (3) ペットフード(日タイEPA)

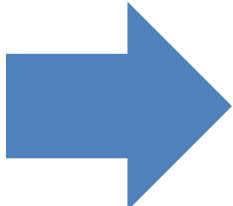


5. 原産地認定のケーススタディ (4) シーフードソース(日アセアンEPA)

タイでシーフードソース(第2103.90号)を生産するが、日アセアンEPA上のタイ原産品と認められるか？

材料

- タイ産砂糖
(第17.01項)
- 中国産唐辛子
(第09.04項)
- 中国産にんにく
(第07.03項)
- ベトナム産魚醤
(第21.03項)



タイ

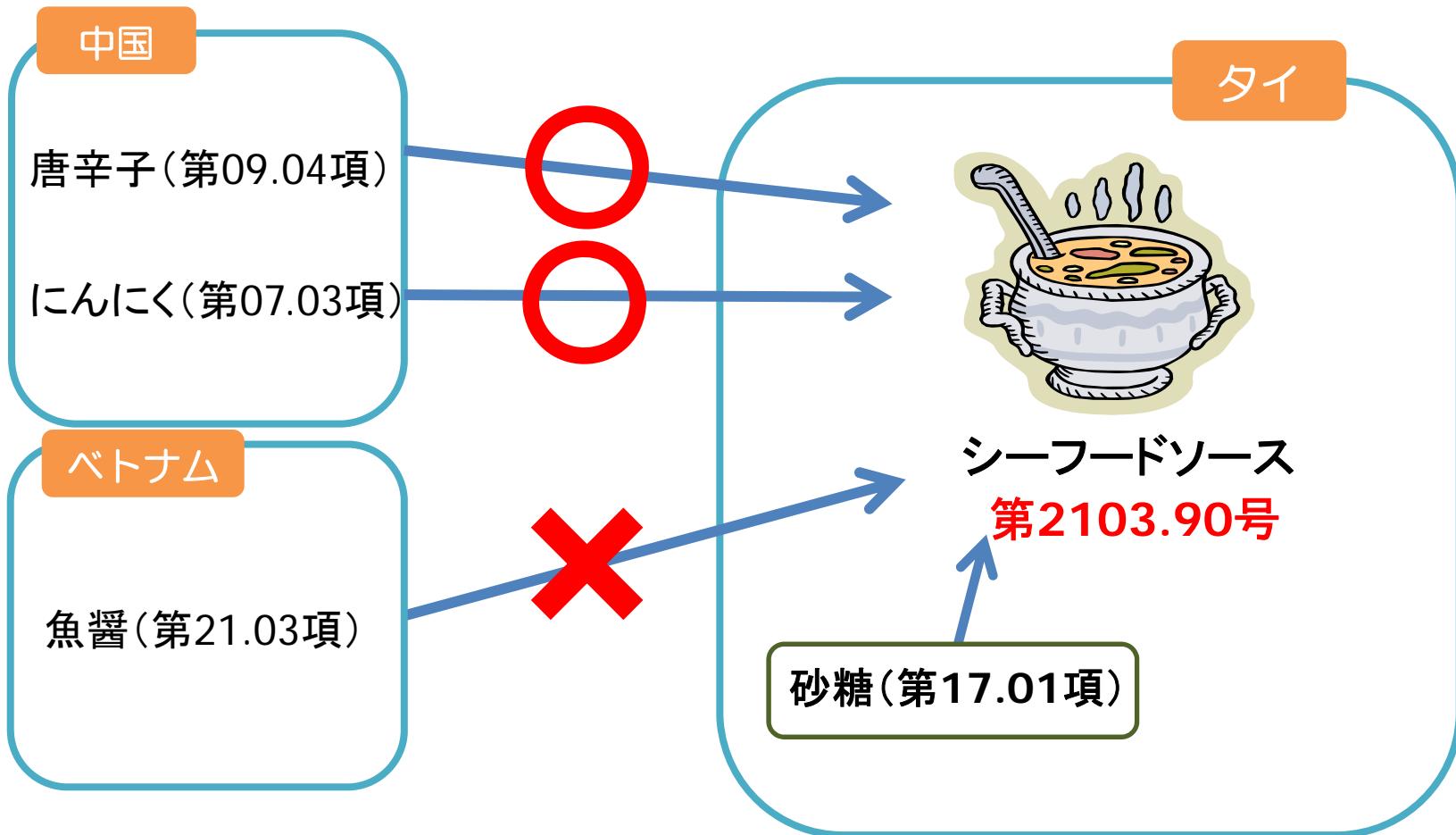


シーフードソース
第2103.90号

5. 原産地認定のケーススタディ (4) シーフードソース(日アセアンEPA)

日アセアンEPA品目別規則:第2103.90号 CC

CC: 類の変更



5. 原産地認定のケーススタディ (4) シーフードソース(日アセアンEPA)

再掲

累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイEPA 第2009.11号-第2009.49号 品目別規則

第2009.11号から第2009.49号までの各号の产品への他の類の材料からの変更(第8類の材料からの変更を除く)

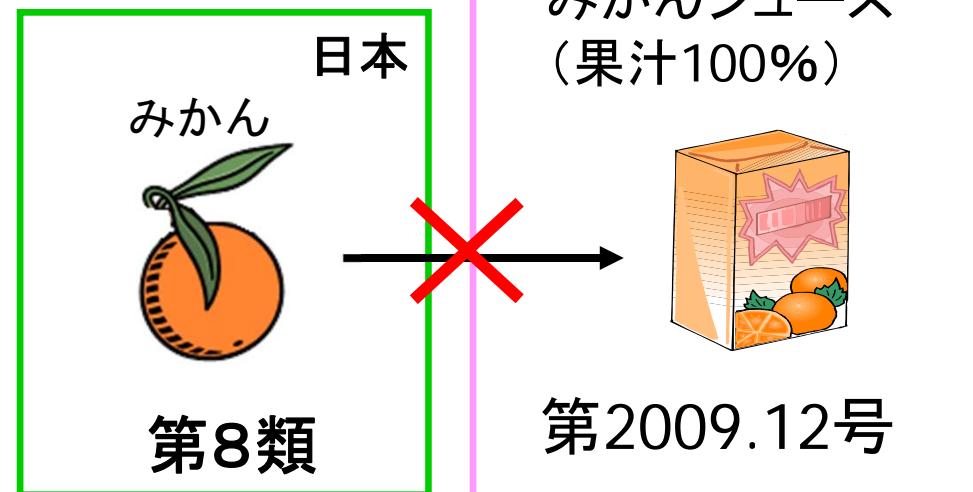
非原産材料のみかん（第8類）が品目別規則を満たしていないことから、
製品はタイの原産品とは認められない。

しかし…

みかんが日本の原産品の場合、累積の
考え方を適用して、日タイEPA上の
タイ原産材料とみなすことが可能とな
り、その結果、製品はタイの原産品と
認められる。

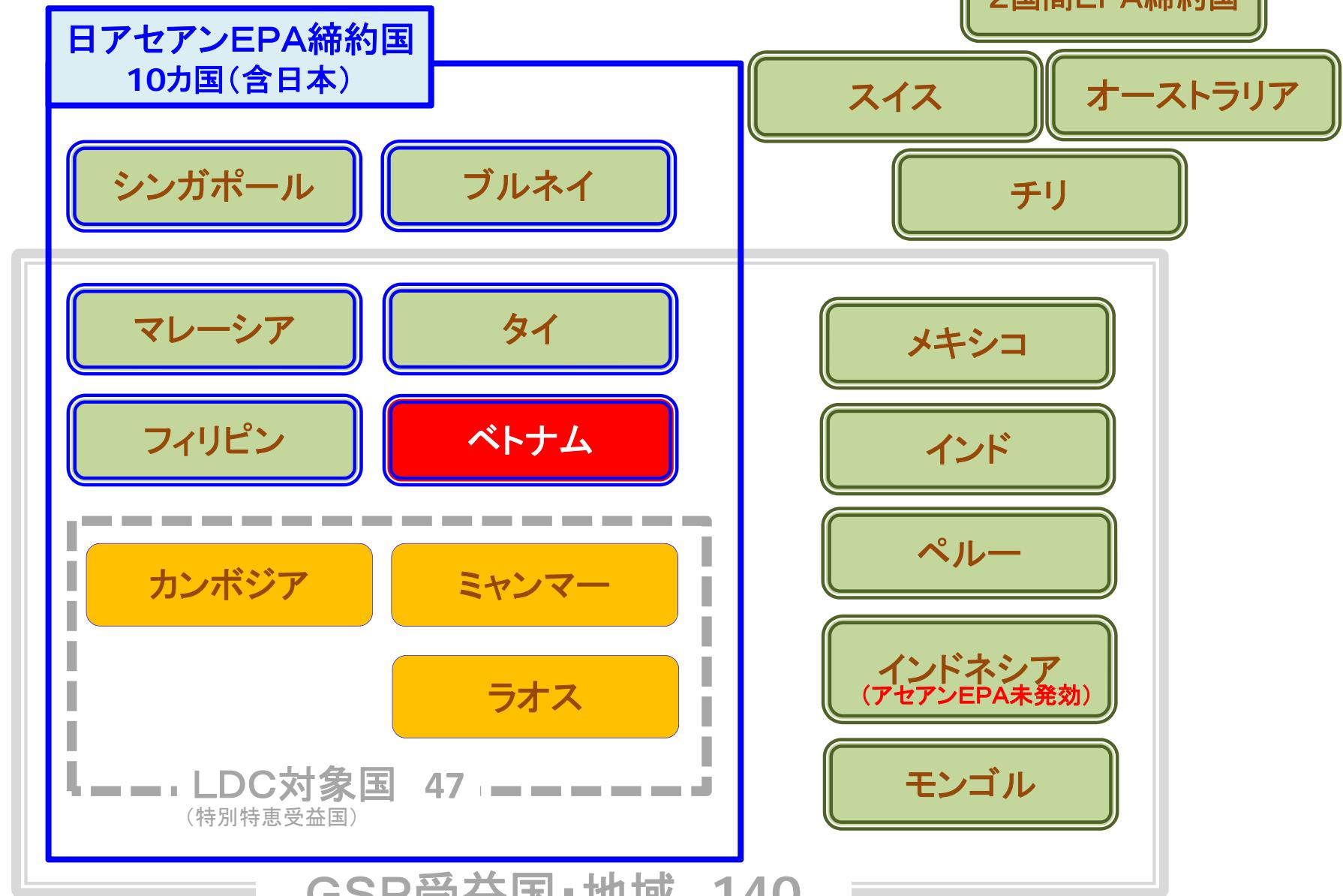
タイ原産品の資格を獲得し易いとい
う大きなメリットがある。

※原産地証明書に「ACU」の記載が必要



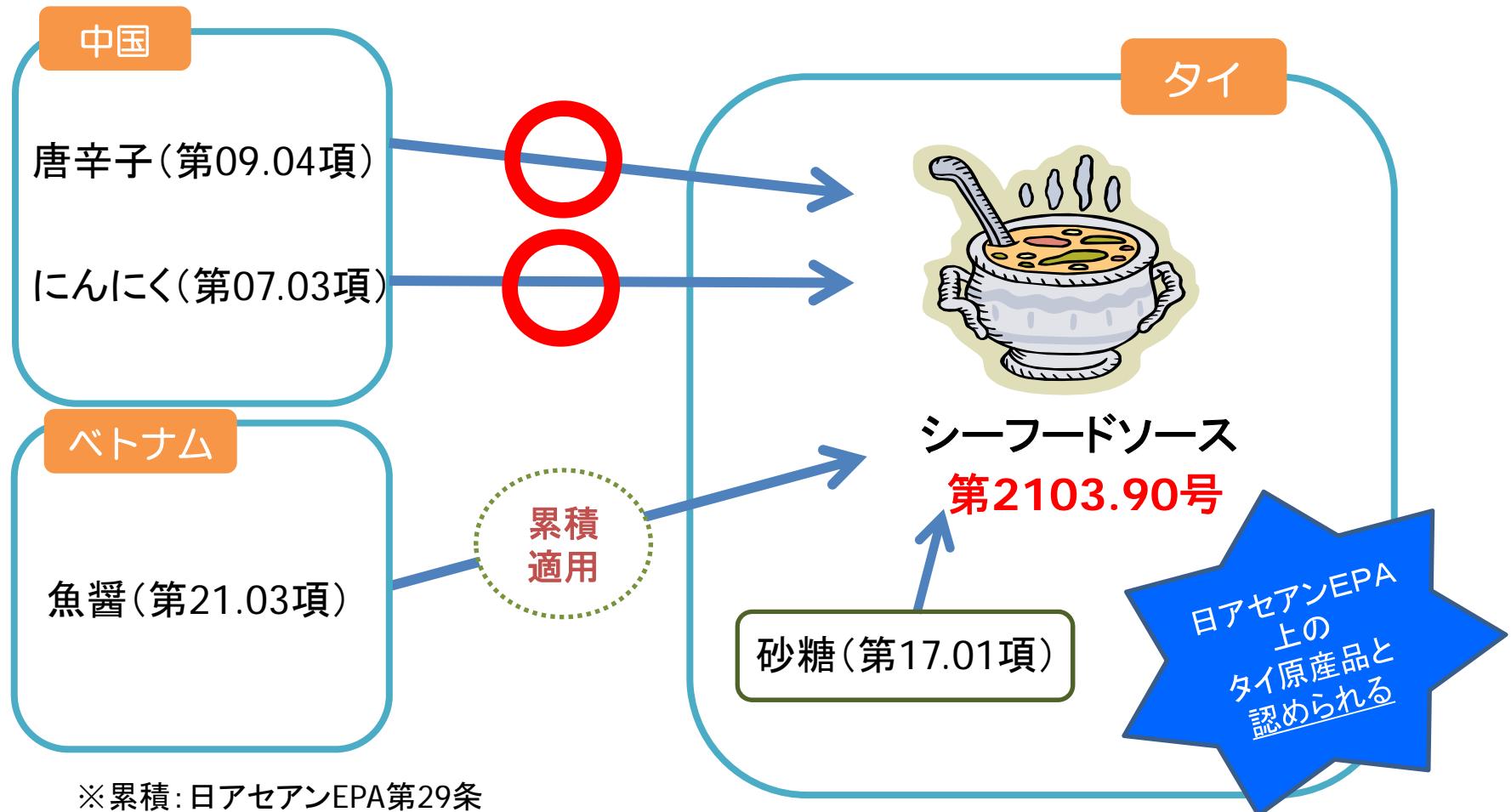
参考

【特恵適用対象国】



5. 原産地認定のケーススタディ (4) シーフードソース(日アセアンEPA)

日アセアンEPA品目別規則:第2103.90号 CC



特恵税率適用非違事例

- ・ マレーシアからカカオマス(第1803.10号)を輸入。日マレーシ亞EPA原産地証明書を取得の上、特恵税率を適用し申告した。
- ・ 使用しているカカオ豆の産地を輸出者に確認したところ、全てアフリカ産の豆を使用しているとの回答を得た。
- ・ [日マレーシ亞EPA品目別規則](#)
 - － 1803.10
他の項の材料からの変更
(非原産材料である第18.01項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、產品の重量の50%以上である場合に限る。)
- ・ 全てアフリカ産の豆を使用した場合は、品目別規則を満たさないので、貨物は [日マレーシ亞EPA](#)上のマレーシ亞原產品とは認められない。

輸入者の皆様へ

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定についての



「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受けることができる制度で、

- 事前に一般特恵税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができます
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重されるなどのメリットがあります。

◎ 《文書による事前教示照会書の様式の入手方法》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・トップページのピックアップ中「■税関手続きの案内 □税関様式及び記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
○ 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)

◎ 《具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

原産地規則の理解を深めて頂くために…

- ・ 東京税関業務部総括原産地調査官部門は、原産地規則を説明する講師（税関職員）を派遣します（全国を対象）。
- ・ ご关心がありましたらお気軽に問い合わせください。



無料

原産地規則を説明する講師を派遣します

現在、我が国では 15 の国・地域との経済連携協定（EPA）が発効しています。さらに、2016 年 2 月には TPP（環太平洋経済連携協定）が署名され、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日 EU EPA、日中韓 FTA などの広域 FTA の交渉が進められており、EPA の重要度がますます高まっています。

東京税関業務部総括原産地調査官部門では、EPA/FTA 税率を利用した輸入に不可欠な原産地規則の理解を深めて頂くため、各種業界団体の皆様が開催する説明会や研修会に税関職員を講師として派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

- 説明内容
原産地規則の概要やケーススタディ 等
- 講 師
東京税関業務部総括原産地調査官部門職員
- 費 用
講演料、交通費等の負担は一切不要です。
※ただし、会場やスライド等の機材などは主催者側でご準備下さい。
また、申し込み多数の場合、ご要望に添えない場合もございます。
- 場 所
貴団体の所在地等（ご相談下さい。）

お問い合わせは！

東京税関業務部総括原産地調査官部門
TEL 03-3599-6612、FAX 03-3599-6429
E-mail tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

ご不明の点があれば・・・

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

ご清聴ありがとうございました。

本資料の利用についての注意事項

本資料を著作権法上認められている「私的利用」の範囲を超えて複製・転載する場合には、下記までご連絡をお願いします。

東京税関業務部総括原産地調査官 TEL 03-3599-6612

本資料は、東京税関業務部総括原産地調査官において、作成日現在の法令に基づき作成しております。
法令・制度等についての最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。